

事業概要

令和7年度

広島県東部厚生環境事務所

広島県東部保健所

目 次

I	概 況	1
1	管内の概況	2
2	管内図・市町別主要指標	3
3	行政組織・業務内容	
(1)	行政組織	5
(2)	沿革	6
4	常設の相談等の実施計画	7
5	管内の状況一覧	8
II	主要事業の概要	10
1	地域保健福祉対策	11
2	地域福祉活動対策	11
3	高齢者保健福祉対策	11
4	戦没者遺族等援護対策	12
5	災害対策	12
6	児童福祉対策	12
7	母子・父子・寡婦福祉対策	12
8	医療対策	13
9	健康づくり・栄養改善対策	13
10	感染症対策	14
11	肝炎対策	15
12	歯科保健対策	15
13	精神保健福祉対策	15
14	難病対策	17
15	母子保健対策	17
16	生活衛生対策	18
17	薬事対策	19
18	環境保全対策	19
19	廃棄物対策	20
III	人口動態等	21
1	人口の推移	22
2	人口の伸率	22
3	世帯数の推移	23
4	世帯数の伸率	23
5	人口動態総覧	24
6	選択死因死亡者数	25

7	主要死因の状況	25
8	悪性新生物の部位別状況（管内）	26
9	市町別出生者数・死亡者数の推移	27
10	人口動態統計	28
IV	事業の実施状況	29
1	地域保健福祉対策	
(1)	保健福祉関係学生の実習受入れ状況	30
(2)	市町の職員に対する研修・指導の状況	30
(3)	圏域地域保健対策協議会の状況	31
(4)	医師臨床研修受入れ状況	31
2	高齢者保健福祉対策	
(1)	介護保険指定事業所・施設の指定状況（主体別）	32
(2)	介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）	33
(3)	運営指導等件数	33
3	身体障害者等福祉対策	
	ろうあ者専門相談員の相談指導状況	34
4	児童・母子・父子・寡婦福祉対策	
(1)	母子福祉資金の貸付状況	35
(2)	父子福祉資金の貸付状況	36
(3)	寡婦福祉資金の貸付状況	37
5	医療対策	
(1)	病院・診療所の状況	38
(2)	立入検査及び使用許可件数	38
6	健康増進・栄養改善対策等	
(1)	給食施設等の指導状況	39
(2)	食品表示法及び健康増進法に基づく立入検査等件数及び相談・指導の状況	40
(3)	健康増進事業実施状況	40
(4)	食育圏域連絡会議開催状況	41
(5)	受動喫煙の報告状況	42
7	感染症対策	
(1)	感染症発生状況	43
(2)	結核の状況	44
(3)	感染症発生に伴う指導状況	46
(4)	新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況	47
(5)	エイズ相談及びH I V抗原抗体検査・梅毒検査の状況	48
(6)	健康教育実施状況	48
(7)	肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査実施状況、肝炎治療受給者証交付状況、 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況	49

8 歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況	50
(2) 相談事業の状況	50
(3) 市町指導・支援の状況	50

9 精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	51
(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況	51
(3) 組織育成支援状況	51
(4) 相談指導実施状況	52
(5) 家庭訪問指導状況	53
(6) 個別事例検討会	54
(7) 普及啓発・人材養成実施状況	55
(8) 会議開催状況	55

10 難病対策等

(1) 特定医療費（指定難病）の承認状況	56
(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況	67
(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況	67
(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況	68
(5) 相談事業の実施状況	68
(6) 電話相談及び面接相談等の状況	68
(7) 家庭訪問指導の状況	69
(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況	69
(9) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況	70
(10) アレルギー疾患相談事業等実施状況	70
(11) アスベスト相談状況	71
(12) 森永ひ素ミルク患者対策	71

11 母子保健対策

(1) 特定不妊治療費助成（先進医療）の申請状況	72
(2) 特定不妊治療費助成（全額自費診療）の申請状況	72
(3) 不妊検査費等助成の申請状況	72
(4) 先天性代謝異常等検査結果指導状況	72

12 食品衛生対策

(1) 施設数の状況	73
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	75
(3) 食品衛生監視指導状況	76
(4) 食品収去検査状況	79
(5) 集団食中毒発生状況	79

13 生活衛生対策等	
(1) 水道施設の監視状況	80
(2) 狂犬病予防業務の状況	80
14 薬事対策	
(1) 薬事監視指導状況	81
(2) 毒劇物監視指導状況	82
(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況	83
(4) 医薬品収去検査状況	84
(5) 献血状況	84
(6) 温泉監視指導状況	84
15 環境保全対策	
(1) 公害関係特定施設の状況	85
(2) 土壌汚染対策の状況	85
(3) フロン排出抑制法登録事業者登録状況	86
(4) 公害苦情事案の取扱状況	86
(5) 水質事故事案の取扱状況	86
(6) 大気汚染測定項目（常設）一覧表	87
〈光化学オキシダントに係る緊急時措置〉	87
(7) 環境調査の実施状況	88
16 廃棄物対策	
(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況	89
(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況	90
(3) 自動車リサイクル法登録・許可状況	91
(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等	91
(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況	92
(6) 産業廃棄物に係る協議等	93
V その他の資料	94
1 管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧	95
2 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧	96

I 概 況

1 管内の概況

(1) 所管区域

当所は広島県東部に位置し、令和7年4月1日現在の管内区域は、三原市（平成17年3月22日三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町が新設合併）、尾道市（平成17年3月28日御調郡御調町、向島町が編入合併、平成18年1月10日因島市、豊田郡瀬戸田町が編入合併）、世羅郡世羅町（平成16年10月1日世羅郡甲山町、世羅町、世羅西町が新設合併）の2市1町となっている。

管内の総面積は1,034.54k㎡で、県総面積の約12.2%を占めている。また人口は、令和7年1月1日現在220,363人である。

地勢は、瀬戸内海沿岸部、島しょ部及び世羅台地を含む山間部とに大別される。沿岸部と島しょ部の一部は瀬戸内海国立公園に指定されている。

(2) 気候

気候は、地域によって変化に富む。沿岸部及び島しょ部の瀬戸内海地域は平均気温が15℃前後と温暖で、年降水量が約1,100mmで県内でも雨量は少ない地域である。一方、内陸部は平均気温が12-13℃と比較的低く、年降水量は約1,300mmの地域である。

(3) 産業

産業は、沿岸部では機械、造船、食品等の製造業が盛んである。尾道市の島しょ部は造船及び柑橘、野菜、花卉等の農業が盛んである。世羅町などの内陸部では米、野菜、果樹の栽培が盛んに行われ、食品加工や観光など第二次産業、第三次産業と連動した六次産業を目指している。

(4) 交通

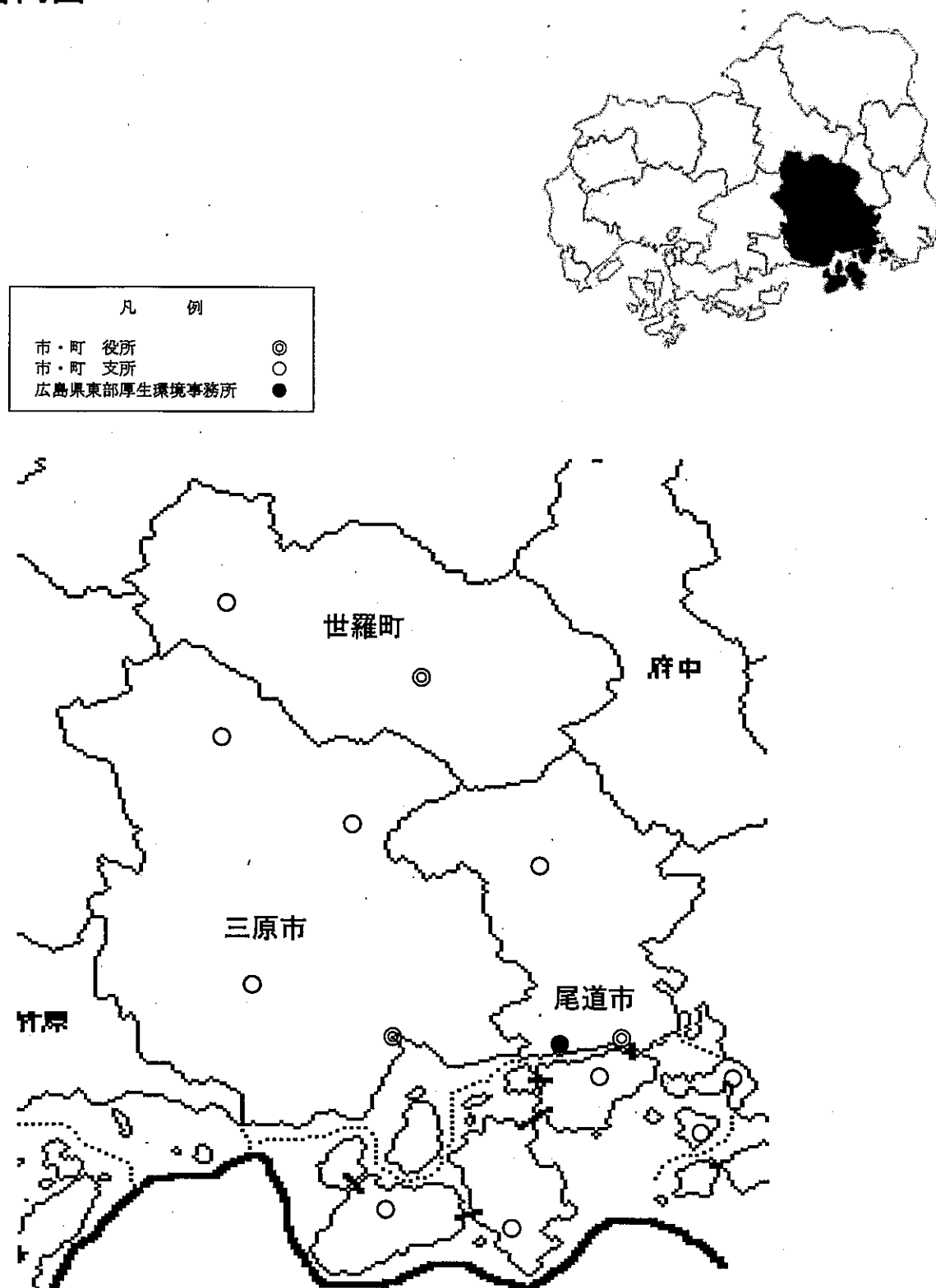
交通は、JR山陽新幹線、山陽本線、山陽自動車道、国道2号線が沿岸部の東西を貫き、国道184号線、県道三原東城線及び中国横断自動車道尾道松江線（通称中国やまなみ街道）が南北を結んでいる。また、島しょ部を西瀬戸自動車道（通称瀬戸内しまなみ海道）が南北に走り、中国地方と四国地方を結ぶ交通の結節点、交通・物流の拠点となっている。

一方、中国・四国地方の拠点空港として平成5年10月に開港した広島空港（三原市本郷町）には国内線5路線、国際線8路線が就航している。（国際情勢等の影響で運休有り）

(5) その他

高等教育機関として三原市には、県立広島大学の三原キャンパスに保健福祉学部が設置され、保健・医療・福祉の総合的な人材育成の拠点となっている。また、尾道市には、経済情報学部及び芸術文化学部を有する尾道市立大学が設置され、芸術文化の向上と産業の活性化に貢献できる人材養成等の拠点となっている。

2 管内図



市町別主要指標

区 分	総数	三原市	尾道市	世羅町
面 積 (K m ²)	1,034.54	471.51	284.89	278.14
世 帯 数	107,643	41,008	60,268	6,367
総 人 口	220,363	83,983	122,252	14,128
0 ～ 4 歳	5,385 (2.4)	2,050 (2.4)	3,026 (2.5)	309 (2.2)
5 ～ 9 歳	7,721 (3.5)	2,979 (3.5)	4,260 (3.5)	482 (3.4)
10 ～ 14 歳	9,410 (4.3)	3,747 (4.5)	5,084 (4.2)	579 (4.1)
15 ～ 19 歳	9,607 (4.4)	3,745 (4.5)	5,259 (4.3)	603 (4.3)
20 ～ 24 歳	8,502 (3.9)	3,281 (3.9)	4,823 (3.9)	398 (2.8)
25 ～ 29 歳	7,082 (3.2)	2,780 (3.3)	3,951 (3.2)	351 (2.5)
30 ～ 34 歳	8,029 (3.6)	3,095 (3.7)	4,485 (3.7)	449 (3.2)
35 ～ 39 歳	9,888 (4.5)	3,713 (4.4)	5,602 (4.6)	573 (4.1)
40 ～ 44 歳	11,859 (5.4)	4,541 (5.4)	6,629 (5.4)	689 (4.9)
45 ～ 49 歳	13,922 (6.3)	5,461 (6.5)	7,599 (6.2)	862 (6.1)
50 ～ 54 歳	16,257 (7.4)	6,333 (7.5)	9,078 (7.4)	846 (6.0)
55 ～ 59 歳	13,900 (6.3)	5,393 (6.4)	7,721 (6.3)	786 (5.6)
60 ～ 64 歳	14,062 (6.4)	5,382 (6.4)	7,689 (6.3)	991 (7.0)
65 ～ 69 歳	15,772 (7.2)	5,898 (7.0)	8,686 (7.1)	1,188 (8.4)
70 ～ 74 歳	18,496 (8.4)	7,006 (8.3)	10,187 (8.3)	1,303 (9.2)
75 ～ 79 歳	18,920 (8.6)	7,038 (8.4)	10,561 (8.6)	1,321 (9.4)
80歳以上	31,551 (14.3)	11,541 (13.7)	17,612 (14.4)	2,398 (17.0)
人 口 密 度	213.0	178.1	429.1	50.8
高 齢 化 率	38.5%	37.5%	38.5%	44.0%

(注1) 西部・東部については支所の値を除く。

(注2) 面 積…「令和7年1月1日時点全国都道府県市区町村別面積調」〈国土交通省国土地理院〉

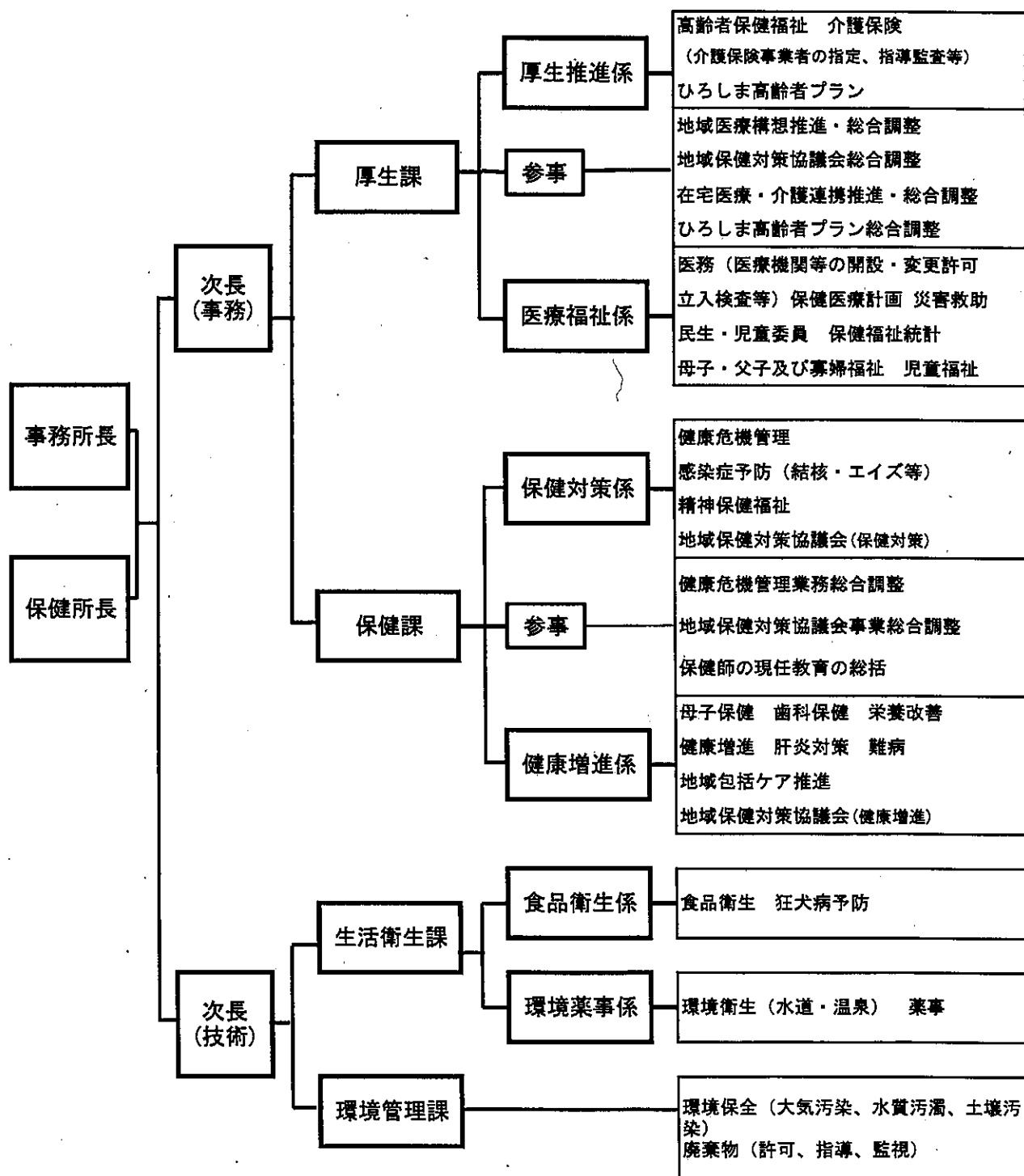
(注3) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」〈総務省〉[令和7年1月1日現在](日本人住民)

(注4) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注5) 人口密度…総人口／面積

3 行政組織・業務内容

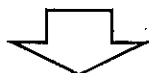
(1) 行政組織 (R7.4.1現在)



(2) 沿 革

旧尾道福祉事務所	旧三原保健所	旧尾道保健所
	S17.1 三原市宮沖町107に三原保健所を設置、1市5町45村を管轄	S19.4 県立尾道診療院を主体に県立尾道相談所を合併し、尾道市久保町108-2に尾道保健所を設置 尾道市及び御調郡・沼隈郡の1市4町24村を管轄
	S19.10 三原簡易保健健康相談所を三原保健所に統合	S19.10 簡易保健健康相談所を合併吸収 管轄区域の変更により御調郡の7村を編入沼隈郡の4村が福山保健所の管轄となる
	S24.11 医務課、予防課の課制施行	
S26.10 御調、世羅、豊田地方事務所にそれぞれ厚生課を設置	S26.7 医務課を総務課に名称変更	S26.5 午前1時頃不慮の火災により庁舎が全焼 尾道市栗原町51-46において業務を行う
	S28.5 公衆衛生課を設置	
S31.5 尾道、豊田地方事務所にそれぞれ福祉課を設置	S36.1 三原市糸崎町日松山1822-1に犬焼却場を設置	S26.6 尾道市三軒家町に仮保健所を開設
	S36.9 改築工事のため三原市宮沖町三丁目に仮庁舎を設置	S27.8 尾道市久保町108-2（旧庁舎跡）に新庁舎竣工、移転
S39.4 尾道市栗原西一丁目に尾道福祉事務所を設置、3市9町を管轄 社会課、保護課、児童家庭課の課制施行	S37.5 三原市宮沖町107に、新庁舎竣工、移転	S36.10 因島市に尾道保健所因島駐在所を設置 S38.4 因島保健所が設置され、管轄区域の因島市が因島保健所の管轄になる
S45.4 御調郡向東町が尾道市へ合併、3市8町を管轄	S42.4 公衆衛生課を環境衛生課に名称変更	S39.4 管轄区域の変更により沼隈郡内海町、松永市が福山保健所の管轄になる
S48.4 児童家庭課を福祉課に課名称変更	S48.4 公害課、試験検査課を設置	S48.4 試験検査室を設置 環境衛生課に公害係を設置
S51.4 尾道市東御所町11-20（元尾道労政事務所）に移転 福祉課を指導課に、保護課を福祉課に課名変更	S53.4 甲山保健所を統合、1市6町を管轄 予防課の係制を廃止、保健指導課を設置	S54.6 尾道市古浜町26-12に尾道合同庁舎竣工 尾道市東久保町7-28の旧庁舎から合同庁舎に移転する
S54.6 尾道市古浜町26-12に広島県尾道合同庁舎竣工、移転	S53.6 三原市円一町1834-65に広島県三原合同庁舎竣工、移転	S60.6 因島保健所が廃止され、因島市が管轄区域に編入 尾道市、因島市、御調町、向島町の2市2町を管轄
	S55.3 動物愛護センターの新設により犬焼却場を廃止	

平成5年4月1日、県福祉事務所と県保健所を統合





- H 5.4.1 (福祉保健センター)
尾道福祉事務所、三原保健所、尾道保健所を統合し、三原合同庁舎に三原総合福祉保健センター(三原福祉保健センター・三原保健所)を設置、3市8町を管轄
また、尾道合同庁舎に尾道地域総合福祉保健センター(尾道地域福祉保健センター・三原保健所尾道支所)を設置、2市2町を管轄
- H 8.12.2 三原市円一町2丁目4-1に住所変更(三原市の住居表示の実施による)
- H 9.4.1 老人保健福祉推進室を保健福祉推進室に改組
- H13.4.1 (地域事務所厚生環境局)
地方機関の再編整備により、三原福祉保健センターは尾三地域事務所厚生環境局に、三原保健所は尾三地域保健所に改組
また尾道地域福祉保健センターは厚生環境局尾道分室に、三原保健所尾道支所は尾三地域保健所尾道分室に改組
- H14.4.1 厚生環境局尾道分室は尾三地域事務所厚生環境局に、尾三地域保健所尾道分室は尾三地域保健所に統合
- H16.10.1 世羅郡3町(甲山町、世羅町、世羅西町)が合併し、世羅町が新設される
- H17.3.22 三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町が合併し、三原市が新設される
- H17.3.28 御調郡御調町、御調郡向島町が尾道市へ合併、管内は3市2町となる
- H18.1.10 因島市、豊田郡瀬戸田町が尾道市へ合併、管内は2市1町となる
- H21.4.1 (厚生環境事務所)
地方機関の再整備により、尾三地域事務所厚生環境局・尾三地域保健所は健康福祉局東部厚生環境事務所・東部保健所に改組(福山地域事務所厚生環境局・福山地域保健所は健康福祉局東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所に改組)

4 常設の相談等の実施計画

健康相談日

(令和7年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
感 染 症 対 策	HIV抗原抗体検査・梅毒検査 及 び 相 談	第 1 木 曜 日 第 3 木 曜 日	9 : 30 ~ 10 : 45 13 : 00 ~ 15 : 00 ※第1木曜日は午前のみ	東 部 保 健 所 相 談 室 及 び 処 置 室	予 約 制
肝 炎 対 策	肝 炎 ウ イ ル ス 検 査	第 3 木 曜 日	9 : 30 ~ 15 : 00	東 部 保 健 所 相 談 室 及 び 処 置 室	予 約 制
健康づくり・栄養改善対策	アレルギー疾患相談事業	第 3 火 曜 日	13 : 30 ~ 15 : 30	東 部 保 健 所 相 談 室	予 約 制

5 管内の状況一覧

(令和7年3月31日現在)

区 分	総数	三原市	尾道市	世羅町	府中市	神石高原町	備 考
(※)保 育 所 公 立	-	-	-	-	-	-	
(※) 私 立	-	-	-	-	-	-	
(※)母 子 生 活 支 援 施 設	-	-	-	-	-	-	
(※)児 童 館	-	-	-	-	-	-	
(※)児 童 遊 園	-	-	-	-	-	-	
(※)障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-	-	-	-	-	-	
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	17	5	7	1	3	1	令和7年4月1日現在
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	387	113	176	22	62	14	令和7年4月1日現在
介 護 医 療 院	5	3	1	-	1	-	
病 院	21	9	11	1	-	-	
病 院 病 床 数	3,926	1,988	1,783	155	-	-	
一 般 診 療 所	192	63	121	8	-	-	
歯 科 診 療 所	115	48	62	5	-	-	
歯 科 技 工 所 数	38	15	22	1	-	-	
助 産 所	7	5	1	1	-	-	
施 術 所 あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係	158	46	105	7	-	-	
柔 道 整 復 師 法 関 係	72	25	43	4	-	-	
出張のみの業務の届出数 (あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係)	31	9	20	2	-	-	
衛 生 検 査 所	1	-	1	-	-	-	
給 食 施 設 数	200	69	116	15	-	-	
食品関係施設数(旧法許可)	1,251	376	772	103	-	-	
食品関係施設数(新法許可)	2,383	785	1,337	261	-	-	
食品関係施設数(新法届出)	1,825	628	1,028	169	-	-	
犬 の 登 録 頭 数	-	-	-	-	-	-	
(※)水 道 用 水 供 給 水 道 事 業	-	-	-	-	-	-	
(※)上 水 道 事 業	2	-	-	1	1	-	
簡 易 水 道 事 業	1	-	-	-	-	1	
(※)専 用 水 道	-	-	-	-	-	-	
業 局	155	51	98	6	-	-	
店 舗 販 売 業	57	23	29	5	-	-	
卸 売 販 売 業	29	12	16	1	-	-	
既 存 薬 種 商 等	-	-	-	-	-	-	
特 例 販 売 業	-	-	-	-	-	-	
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	159	66	87	6	-	-	
管理医療機器販売業・貸与業	707	295	357	55	-	-	
麻 薬 取 扱 者	703	225	444	34	-	-	

(※) 温泉利用施設	-	-	-	-	-	-
ばい煙・発生施設	304	159	126	19	-	-
ばい煙関係特定施設	153	89	57	7	-	-
揮発性有機化合物排出施設	21	6	14	1	-	-
一般粉じん発生施設	155	54	43	58	-	-
特定粉じん発生施設	-	-	-	-	-	-
粉じん関係特定施設	321	155	118	48	-	-
水銀排出施設	14	2	10	2	-	-
ダイオキシン関係特定施設	35	15	17	3	-	-
水質汚濁関係特定事業場	1,080	357	609	114	-	-
第一種フロン類充填回収業者(事業者数)	132	49	72	11	-	-
汚水等関係特定事業場	34	17	15	2	-	-
汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
(※) ごみ処理施設 焼却施設	-				-	-
(※) R D F施設	-				-	-
(※) 資源化施設 (RDF施設を除く)	-				-	-
(※) 一般廃棄物最終処分場	-				-	-
(※) し尿処理施設	-				-	-
産業廃棄物収集運搬業	401	158	196	47	-	特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	1	1	-	-	-	-
産業廃棄物処分業	56	22	28	6	-	特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	-	-	-	-	-	-
中間処理施設	75	31	34	10	-	-
最終処分場	15	9	5	1	-	-
P C B 廃棄物保管事業所	73	25	44	4	-	-
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物多量排出事業者 処理計画策定事業所	82	39	35	8	-	-
自動車リサイクル 引取業者	37	11	18	8	-	-
フロン類 回収業者	18	5	8	5	-	-
解体業者	9	3	3	3	-	-
破砕業者	4	2	2	-	-	-

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

Ⅱ 主 要 事 業 の 概 要

1 地域保健福祉対策

地域保健法に基づく地域保健及び地域福祉に係る広域的・専門的・技術的拠点として、市町や関係機関との連携を図りながら、住民のニーズに即した地域保健福祉対策を推進する。

(1) 情報収集管理

管内市町及び関係機関と保健・福祉情報の共有化を推進するため、必要な情報の収集を行うとともに適切な情報の提供に努める。

(2) 人材育成と資質の向上

ア 地域保健福祉に関わる関係者に対して、機能強化のための研修等を企画・実施し、その資質の向上と活動の充実強化を図るよう支援する。

イ 少子・高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉サービスへの需要が拡大している。このような状況に対応するため、医師・歯科医師の臨床研修の実施や保健福祉関係大学の学生を受け入れ、時代に即応した知識・技術が習得できるよう効果的な実習指導を行い、人材の育成を支援する。

(3) 地域保健対策協議会活動

尾三二次保健医療圏域の健康の保持、増進に寄与することを目的として、管内の市町、保健・医療・福祉団体、主要な医療機関等によって、「尾三地域保健対策協議会」が組織されている。

当協議会では、保健医療計画推進事業、健康ひろしま 21 推進事業、精神保健福祉対策、感染症対策等に係る調査、協議及び事業を実施しており、保健医療計画、高齢者プラン、地域包括ケアシステムの構築支援、健康ひろしま 21 計画などを推進している。

管内の保健・医療・福祉水準の向上を図るためにも、引き続き、当協議会の運営円滑化や事業実施を支援する。

2 地域福祉活動対策

管内の民生委員・児童委員は 828 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）であり、それぞれの地域で行政機関等と連携しながら、住民の福祉の増進、子どもに関する相談・支援など多岐にわたる活動を行っている。

3 高齢者保健福祉対策

令和 7 年 1 月 1 日現在の管内の高齢者数は 84,739 人で、高齢化率は 38.5%となっており、県平均（30.6%）を大幅に上回っている。

また、管内の後期高齢化率は 22.9%、85 歳以上人口比率は 7.8%となっており、いずれも県平均（後期：18.0%、85 歳以上：5.7%）を上回っており、今後も令和 22 年まで上昇が見込まれている。

こうした状況を踏まえ、令和 6 年 3 月に策定した「第 9 期ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの質の向上及び介護サービスの質の確保・向上を図る。

(1) 地域包括ケアシステムの質の向上

各市町の協議体における実態調査分析や収集したデータを活用した課題検討等の活動に対して、時宜を得た必要な助言を行うなど戦略的な支援を行う。

また、現行の地域包括ケアシステムの基盤を活用し、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など各制度の枠を超えた包括的な相談支援体制の構築に努め、住み慣れた地域で互いに支え合う共生のまちづくりの進展に取り組む。

(2) 介護サービスの質の確保・向上

保険者である市町と連携し、介護サービス事業者が人員・設備・運営等の基準や報酬算定を十分に理解し、適正なサービスを提供できるよう、運営指導等を通じて効果的かつ適切な指導監督を実施する。

また、指導監督にあたっては、非常災害対策計画や物資備蓄状況、感染症に備えた体制整備の確認など災害・感染症対策の推進に合わせて取り組む。

介護保険指定事業所・施設の管内（注1）指定状況（R7.4.1）

施設区分	指定件数
① 指定居宅サービス事業所	352 (180)
② 介護医療院	8

（注1）三原市、尾道市、世羅町、府中市、神石高原町

（注2）指定居宅サービス事業所の指定件数の（ ）は介護予防事業所で外数

4 戦没者遺族等援護対策

市町等が行う戦没者追悼式等に出席し哀悼の意を表する。

5 災害対策

広島県地域防災計画に基づき、災害対策配備計画を策定し、防災体制を整備する。

また、災害が発生した場合は、被害状況を迅速に確認・調査する。さらに、災害救助法が適用された場合は、市町長の災害救助活動及び防疫活動等を支援する。

6 児童福祉対策

児童を将来の社会の担い手として、健全に育成することは重要な課題であるため、子育てを支援する環境づくりを促進し、児童福祉思想の普及啓発に努めるとともに各種の施策を推進する。

7 母子・父子・寡婦福祉対策

母子・父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、福祉資金の貸付を行っている。

令和6年度の新規貸付は3件1,329千円で、資金種別は全て修学資金。

8 医療対策

(1) 医療施設の指導

医療施設における適正な医療の確保を図るため、主に病院・有床診療所を対象に医療法第 25 条第 1 項による立入検査を実施し、医療従事者の確保、構造設備、医療の安全管理等について必要な指導を行う。

(2) 救急医療対策

休日夜間救急診療所及び在宅当番医制により、地域住民のための初期救急医療が確保されるとともに、病院群輪番制により、休日又は夜間の重症救急患者を対象とした二次救急医療体制が整備されている。

また、三次救急医療を必要とする救急患者に対応するため、厚生連尾道総合病院に地域救命救急センターが整備されている。

小児救急医療体制については、初期救急医療は尾道地区及び三原地区にそれぞれ 1 施設ずつ、二次救急医療は 24 時間 365 日体制の拠点病院が尾道地区に 1 施設整備されている。

(3) 地域保健医療計画等の推進

令和 6 年 3 月に、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）6 事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療と介護等の連携体制や、その他の保健医療提供体制等を定めた地域保健医療計画を策定した。

令和 7 年度も引き続き、進捗状況の把握を行うとともに、課題解決に向けた今後の取組を検討していく。

なお、平成 28 年 3 月に策定した広島県地域医療構想について、地域医療構想調整会議等による関係者の協議を促進し、将来のあるべき医療・介護提供体制の実現に向けた意見集約、合意形成に努めている。平成 30 年度からは、地域医療構想調整会議病院部会において、各医療機関が担う医療機能の役割分担について集中的な検討を促進している。

9 健康づくり・栄養改善対策

(1) 健康ひろしま 21 圏域推進事業

令和 6 年 3 月に策定された「健康ひろしま 21（第 3 次）」の尾三二次保健医療圏域における取組を推進するため、「健康ひろしま 21 推進委員会」において、保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、住民の主体的な健康づくりを支援する体制整備に努める。

また、市町において策定された健康増進計画の推進及び評価のための支援を行う。

(2) アレルギー疾患相談事業

アレルギーを有する患者の疾患に対する不安の解消や生活支援を行うため、市町と連携し、アレルギーに関する情報提供や乳幼児における食物アレルギー等への相談対応を行う。

(3) 食育推進対策

食育の普及啓発や推進体制の整備などを図るとともに、食育推進圏域連絡会議を開催することにより、情報共有などを行う。また、市町食育推進計画の推進のための支援を行う。

(4) 栄養改善対策

特定給食施設等における栄養管理状況等を把握し、適正な栄養管理及び給食を通した望ましい食生活・食習慣の定着を図る取組が推進されるよう指導・助言を行う。

食品の栄養成分表示及び誇大表示の禁止等について、食品関連事業者等に対し、関係部署と緊密に連携を図りながら、助言・指導を行う。

また、消費者への栄養成分表示の周知啓発により、県民が栄養成分表示を活用し、健康づくりに役立てることができるよう支援を行う。

市町栄養士等と情報共有を図り、市町における栄養改善業務が効果的に展開されるよう当該栄養士等に対し必要な指導・助言等を行う。

(5) たばこ対策

望まない受動喫煙が生じないように、広島県がん対策推進条例に規定する受動喫煙対策を推進するとともに、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」を中心とした禁煙・受動喫煙対策に係る普及啓発を行う。

10 感染症対策

(1) 危機管理

感染症の発生を予防するとともに、感染症発生時においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者の人権に配慮した迅速かつ的確な対処を図るとともに、二次感染の防止に努める。

(2) 感染症発生動向調査

1類感染症から5類感染症のすべての疾病を対象に感染症の発生状況及び流行実態の早期把握を図り、週単位(一部月単位)での情報収集と情報提供を行う。

(3) 結核予防対策

結核患者に対し、関係機関との連携のもとに確実な治療を支援する。また、接触者健診により、感染・発病の早期発見・予防に努める。

高齢者は結核発病の高リスク層であることから、高齢者施設の職員を対象とした結核に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。また、外国人は言語や文化の違いからコミュニケーションが課題となることが多いことから、医療機関や所属機関等と連携し支援する。

(4) 性感染症(エイズ)対策

来所及び電話による相談を実施し、住民に対する正しい知識の普及啓発に努める。

エイズキャンペーン等により、HIV/エイズに対する理解を深めるための住民に対する普及啓発活動を実施する。

HIV抗原抗体検査・梅毒検査を実施し、早期発見による早期治療や二次感染防止を

図る。梅毒患者数の増加等の感染症発生状況を踏まえ、H I V抗原抗体検査・梅毒検査を拡充し、より多くの住民が検査を受けられるように体制整備を整備する。

(5) 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等の発生に備え、感染拡大を可能な限り抑制するために、地区医師会や関係医療機関等と連携し、適切な医療提供体制の構築と患者の人権に配慮した対策を推進する。

11 肝炎対策

(1) 肝炎ウイルス検査・相談事業

肝炎に関する正しい知識の普及に努めるとともに、早期発見・早期治療の促進を図るため、来所及び電話による肝炎に係る相談対応及び肝炎ウイルス検査を実施する。

(2) 肝炎重症化予防推進事業

肝炎ウイルス陽性者については、市町や医療機関等と連携し精密検査の早期受診勧奨を行うとともに、治療終了者については、「肝疾患患者フォローアップシステム」を活用した継続的な受診勧奨を行い、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

(3) 肝炎治療費助成事業・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

肝炎ウイルス治療に係る経済的な負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成するとともに、肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担の軽減を図るため、一定の条件を満たしたものに対し医療費の一部を助成する。

12 歯科保健対策

「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」や、「広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」に基づき、歯科保健に関する普及啓発等に努めるとともに、管内歯科保健統計をまとめ市町等へ情報提供を行う。

また、地域における歯科保健事業を効果的に展開するため、各市町歯科衛生連絡協議会の円滑な運営や事業の実施を支援する。

13 精神保健福祉対策

(1) 医療対策の推進

ア 適正な医療及び保護の確保

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」）に基づく入院措置の実施等を行い、迅速かつ適切な医療の提供に努める。

「精神科病院実地指導」、「精神科病院入院者病状審査」及び「精神科病院入院状況調査」により、患者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図る。

また、障害者総合支援法に係る自立支援医療（精神通院医療）の質の確保及び実施の適正化を図るため、指定自立支援医療機関（精神科通院医療）への立入検査を行う。

イ 危機管理体制

精神疾患により速やかな医療が必要な者に対し、迅速かつ適切な医療を提供するため、土日・祝日において地域輪番制による「精神保健福祉措置診察の医師の確保事業」を実施し、医師確保体制の整備を図る。

また、精神保健福祉に係る緊急事案に関係する医療・行政・警察・消防等の関係者の連携を強化し、円滑な業務推進を行うため、「精神保健福祉緊急対応連絡会議」を開催し、精神保健に係る緊急対応の円滑な推進を図る。

(2) 精神保健対策の推進

ア 精神保健活動事業

精神科医師による精神保健相談や保健師による面接、電話相談及び家庭訪問指導を実施するとともに、関係者や関係機関と連携を図り、精神障害者が安心して地域生活を送れるように支援する。

また、「尾三地域保健対策協議会精神保健福祉対策検討委員会」や「尾三地域保健対策協議会精神保健福祉研修会」を開催し、精神障害者を含むすべての住民が地域で安心して生活ができ、心の健康が保持できる地域環境づくりや医療連携体制の構築を図る。

イ ひきこもり等対策事業

ひきこもりに関する個別相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、当事者や家族への支援を行う。

ひきこもりの家族を対象に「ひきこもり家族のつどい」を開催し、家族同士の交流を図るとともに、家族としての対応を学ぶ場とする。また、支援関係者も含めて対応や支援方法を学ぶために研修会を開催する。

ウ 依存症対策推進事業

ギャンブル等依存症やアルコール健康障害に関する相談に応じるとともに、必要に応じて関係団体（断酒会等）と連携し、当事者及び家族の支援を行う。

エ 精神障害者地域生活支援事業

(ア) 保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、包括的なケアの体制整備に向けて市町、医療機関、相談支援事業所等の関係者と連携し、「尾三圏域精神障害者地域生活支援推進協議会」を開催し、尾三圏域の現状・課題を共有し方策を検討する。

(イ) ピアサポーターの活用

長期入院者等の不安の軽減や地域生活への移行後の支援等のため、尾三地域保健対策協議会精神保健福祉対策検討委員会相談支援事業ワーキング会議において、ピアサポーター派遣事業を行い、精神障害者の地域移行及び地域定着の促進を図る。

(ウ) 措置入院者等の退院後支援ガイドラインに基づく支援

入院した精神障害者のうち、保健所が中心となって退院後支援を行う必要があると認められた者について、退院後地域で安心して生活ができるよう、多職種・多機関が連携し、包括的支援を提供するため、「精神障害者の退院後支援に関するガイドライ

ン」に沿った支援を実施する。

オ いのち支える広島プラン推進事業（自殺対策推進事業）

（ア） 「尾三地域保健対策協議会精神保健福祉対策検討委員会地域医療連携ワーキング会議」や「尾三地域保健対策協議会精神保健福祉対策検討委員会地域医療連携研修会」を開催し、保健医療福祉等関係者の自殺対策への意識や対応力の向上と、地域特性に即した自殺予防・自殺未遂者支援等に向けた地域医療連携、地域支援体制の推進を図る。

（イ） うつ・自殺対策に関する情報及び相談機関を掲載したリーフレットの配布や展示等により、関係者・地域住民等への自殺に対する正しい知識の普及啓発に努める。

カ 心神喪失者等医療観察法に基づく社会復帰への支援

心神喪失等の状態で重大な行為を行った精神障害者の社会復帰に向けて、保護観察所の依頼に基づき関係機関と連携を図りながら処遇の実施を検討し、ケア会議の参加、関係機関との連携等を行う。

キ 市町支援

精神障害者の支援が円滑にできるよう、危機介入を要する事例や困難事例に対して必要な支援を行う。

14 難病対策

難病患者及び家族の不安の解消を図るため、医療、保健、福祉、教育等に関する相談事業等を実施し、在宅療養を支援するとともに、難病患者の会に関する情報提供等により関係者相互の連携を図る。

また、治療が極めて困難で、医療費が高額となる指定難病等及び小児慢性特定疾病の医療費の一部を助成し、患者家族の経済的負担の軽減を図る。

（令和6年3月31日現在の管内の特定疾患承認者数5人、特定医療費（指定難病）承認者数2,343人、小児慢性特定疾病承認者数218人）

15 母子保健対策

（1） 地域の母子保健対策の推進

「管内母子保健担当者会議」を開催し、保健所と市町が地域の母子保健対策等について共通認識を図り、母子保健・子育て支援の総合的な推進に努める。

（2） 不妊治療支援事業

ア 特定不妊治療への助成

体外受精や顕微授精等の特定不妊治療及び男性不妊治療のうち、保険適応外となる検査・治療に要した費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

イ 不妊検査・一般不妊治療への助成

不妊を心配する夫婦に対して、適切な治療の早期開始に結び付けるため、夫婦が共に不妊検査を受けた場合の不妊検査・一般不妊治療に要する費用の一部を助成する。

(3) 心身障害児対策

先天性代謝異常等要精密検査児に対し、保護者の不安の軽減を図り、早期受診・早期治療に繋げるとともに、市町と連携し健やかな成長を育むための支援に努める。

16 生活衛生対策

(1) 食品衛生対策

「衛生管理」、「食品表示」、「リスクコミュニケーション」、「危機管理」、「人材育成」の5つの体系ごとに施策が整理され、具体的な推進目標を掲げた「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」（令和3年3月策定）及び食品衛生法に基づき策定された令和6年度広島県食品衛生監視指導計画等より、次の事項を重点的に実施し、食品の安全・安心の確保に努める。

ア 食中毒等食品事故発生のリスクの高い施設（大量調理施設、広域流通食品製造施設、かき処理施設、フグ処理施設等）に対する重点的、効果的な監視指導

イ 管内で製造・加工された食品及び流通している食品や農産物等の収去検査

ウ HACCPに沿った衛生管理の定着

エ 食品関係事業者や消費者に対する食中毒防止や食品表示講習会等による普及啓発の推進

オ 食品等事業者からの健康被害情報及び自主回収等の報告の徹底推進と早期の危害把握

(2) 生活衛生対策

生活衛生営業施設に係る許認可及び監視業務に係る権限については、管内市町への移譲を完了しているが、「生活衛生事務調整会議」の開催を通じて公衆衛生の確保に係る連携を継続し、当該業務の関係機関における円滑な運用を図る。

(3) 水道対策

快適で安心できる県民生活の実現に資するため、渇水等の自然災害に強く持続可能な水道施設の整備を指導する。特に地震に対しての耐震性能を備えた施設の計画的な整備を促す。

また、水道水の安全を確保するため、水道施設の立入検査を実施し、クリプトスポリジウム等の対策等について監視指導するとともに、河川等の水源及び水道施設への有害物の流入など水質事故発生時における危機管理体制の一層の充実を図る。

(4) 狂犬病予防対策

狂犬病発生時に、その拡大とまん延の防止に不可欠な犬の登録の徹底及び予防注射接種率の向上のため、管内市町における犬の登録及び注射の状況を把握するとともに、市町、地区獣医師会等との連絡会議を通じて連携を強化する。

17 薬事対策

(1) 医薬品対策

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保、不良・不正医薬品の排除及び医薬品等の適正な管理を図るため、薬局・医薬品等販売施設への立入検査及び医薬品の収去検査を実施する。

また、広島県の医薬分業は、かなりの進展をみているが、患者の服薬管理が適正となっているとは言い難い。包括医療の一環としても患者が「かかりつけ薬局」、「かかりつけ薬剤師」を選べるように各薬局が「健康サポート薬局」及び「地域連携薬局」等となるよう推進する。

(2) 毒物劇物対策

毒物及び劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者及び業務上取扱者に立入検査し、保管管理等取扱い、譲渡手続等について監視指導を実施する。

(3) 麻薬、向精神薬、覚醒剤、大麻、けし対策

医療機関、薬局等に対し、麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料の保管、管理、記録等について監視指導を実施する。

また、けしの不正栽培等の監視指導を実施する。

(4) 献血対策

医療が必要とする安全性の高い血液を確保するため、400ml 献血、成分献血の推進を図るとともに、管内市町の献血組織の育成及び積極的な広報活動を展開し、献血思想の普及に努める。

(5) 薬物乱用防止対策

近年、覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用は、若年層に浸透する等大きな社会問題となっている。このため、「広島県薬物乱用防止指導員尾三地区協議会」等の関係団体、関係機関と連携を図り、街頭キャンペーンや健康まつり等において啓発活動を行い、薬物乱用防止思想の普及に努める。

18 環境保全対策

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染の状況を監視するため、三原市内 2 か所及び尾道市内 1 か所で大気汚染物質や気象状況を常時測定し、オキシダント注意報等大気汚染に係る緊急の発令時には、関係工場に対して協力を求める。

また、大気汚染防止法及び広島県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）の規制対象となっている工場・事業場及びフロン排出抑制法に基づくフロン類充填回収業者・業務用冷凍空調機器管理者の立入検査等を行う。

(2) アスベスト対策

アスベストの環境モニタリング調査を実施するとともに、解体現場等における特定粉じん排出等作業の立入検査等を行い、飛散防止を指導する。

(3) 水質汚濁防止対策

公共用水域等の水質汚濁の状況を監視するため、河川及び海域の水質を定期的に調査するとともに地下水の水質を調査する。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法及び県条例の規制対象となっている工場・事業場の立入検査及び排水検査を実施する。

(4) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法及び県条例に基づき、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や一定規模以上の土地改変等に係る届出、土地履歴調査や汚染状況調査について指導する。

(5) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となっている工場・事業場の立入検査等を行い、特定施設の設置者に排ガス、燃え殻及びばいじんに係る測定や規制基準遵守を指導する。

(6) 地球温暖化対策

県条例に基づき、対象の工場・事業者に対し、温室効果ガスの削減や自動車の使用合理化に係る計画と同計画書に基づいて実施した措置の状況の作成・公表及び県への提出を求めることにより、事業者の自主的な取組を促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図る。

(7) 公害苦情事案

公害に関する苦情について住民の相談に応じ、苦情処理のために必要な調査、指導及び助言等を行い、迅速かつ適正な処理に取組む。

19 廃棄物対策

(1) 一般廃棄物対策

各市町におけるごみの排出抑制、減量化及びリサイクルの推進を図るよう助言する。

また、浄化槽保守点検業者の登録・立入検査等により、浄化槽の適正な維持管理が行われるよう取組む。

(2) 産業廃棄物対策

産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進するとともに、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設、産業廃棄物多量排出事業者及び解体現場等に立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導する。

また、陸・海・空からの監視パトロールを関係機関と連携して実施し、不法投棄などの早期発見・早期是正に努める。

P C B 廃棄物については、保管事業者に対し年度報告及び早期適正処理を指導する。

Ⅲ 人 口 動 態 等

1 人口の推移

(単位:人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
三 原 市	96,102	95,045	93,718	92,308	90,773	89,735	88,331	86,923	85,509	83,983
尾 道 市	140,405	138,662	136,731	134,955	133,001	131,335	129,302	126,991	124,641	122,252
世 羅 町	16,827	16,590	16,320	16,018	15,757	15,425	15,178	14,856	14,497	14,128
管 内	253,334	250,297	246,769	243,281	239,531	236,495	232,811	228,770	224,647	220,363
広 島 県	2,820,988	2,812,091	2,800,530	2,787,086	2,770,709	2,757,337	2,738,809	2,715,875	2,689,518	2,662,511

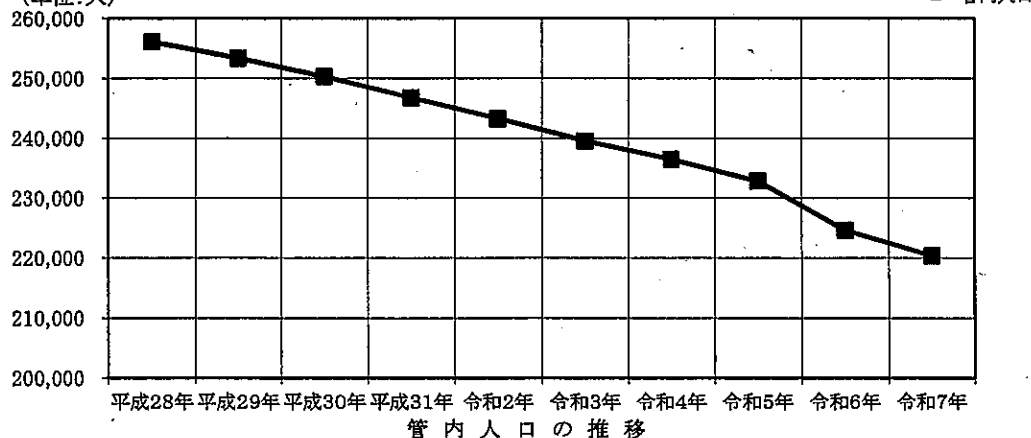
(注) 令和7年1月1日住民基本台帳人口・世帯数(日本人住民)による。

2 人口の伸率

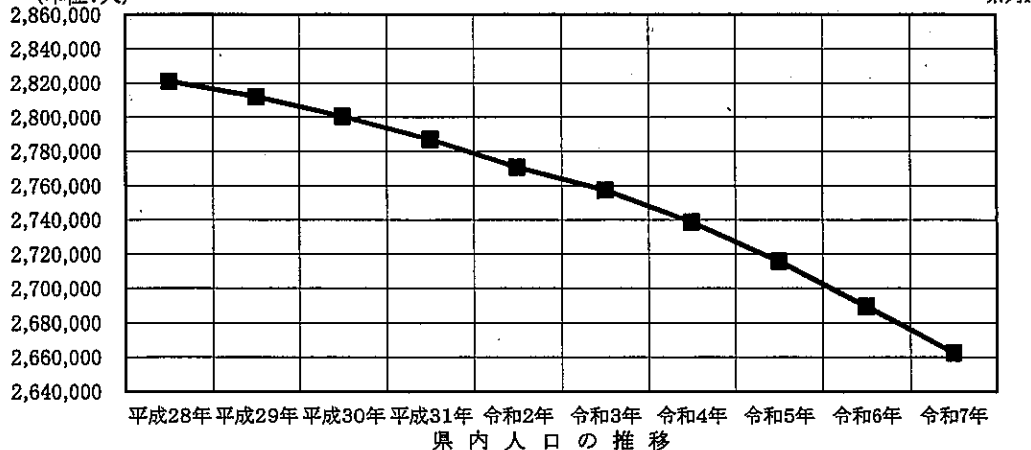
(単位:%)

区 分	28年~29年	29年~30年	30年~31年	31年~2年	2年~3年	3年~4年	4年~5年	5年~6年	6年~7年
三 原 市	△ 1.1	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.7	△ 1.1	△ 1.6	△ 1.6	△ 1.6	△ 1.8
尾 道 市	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	△ 1.4	△ 1.3	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.9	△ 1.9
世 羅 町	△ 1.4	△ 1.6	△ 1.9	△ 1.6	△ 2.1	△ 1.6	△ 2.1	△ 2.4	△ 2.5
管 内	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.3	△ 1.6	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.9
広 島 県	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.8	△ 1.0	△ 1.0

(単位:人)



(単位:人)



3 世帯数の推移

(単位:世帯)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
三 原 市	42,779	42,679	42,426	42,195	41,979	42,023	41,783	41,620	41,400	41,008
尾 道 市	63,137	62,872	62,611	62,386	62,169	62,019	61,770	61,431	61,005	60,268
世 羅 町	6,698	6,703	6,688	6,648	6,641	6,611	6,566	6,520	6,493	6,367
管 内	112,614	112,254	111,725	111,229	110,789	110,653	110,119	109,571	108,898	107,643
広 島 県	1,265,133	1,272,074	1,277,485	1,282,089	1,286,685	1,292,974	1,296,517	1,298,277	1,298,263	1,298,357

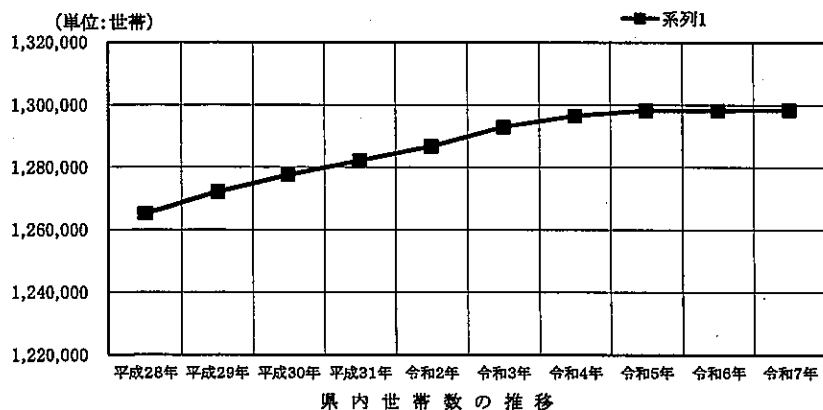
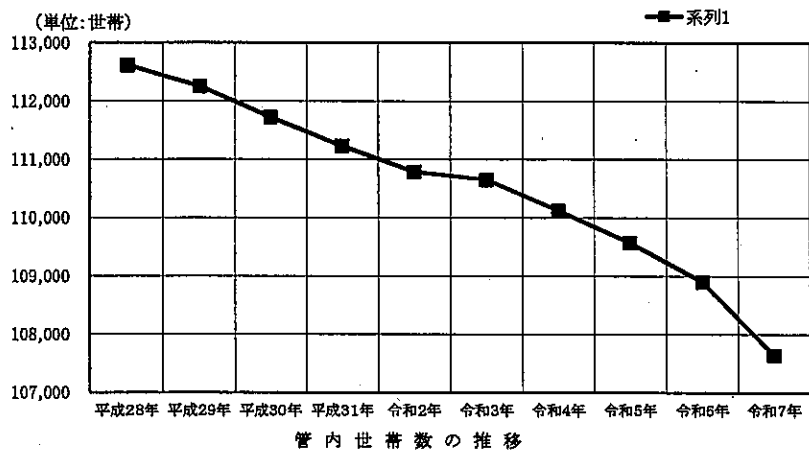
(注1) 令和7年1月1日住民基本台帳人口・世帯数(日本人住民)による。

(注2) 複数国籍世帯を含む。

4 世帯数の伸率

(単位:%)

区 分	28年～29年	29年～30年	30年～31年	31年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年	5年～6年	6年～7年
三 原 市	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.5	0.1	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.9
尾 道 市	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.2
世 羅 町	0.1	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.4	△ 1.9
管 内	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 1.2
広 島 県	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.3	0.1	△ 0.0	0.0



5 人口動態総覧

(単位:人)

(令和5年)

区 分	出生児数	死 亡 者 数			死 産 数			周 産 期 死 亡 数			婚 姻 件 数	離 婚 件 数
		乳 児	新生児		自 然	人 工		妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡			
三 原 市	382	1,453	-	-	9	4	5	-	-	-	210	115
尾 道 市	516	2,226	1	-	12	6	6	1	1	-	306	173
世 羅 町	50	342	-	-	1	-	1	-	-	-	22	15
管 内	948	4,021	1	0	22	10	12	1	1	0	538	303
広 島 県	16,682	35,563	24	8	330	148	182	53	46	7	10,083	4,103
全 国	727,288	1,576,016	1,326	600	15,534	7,152	8,382	2,404	1,943	461	474,741	183,814

(注) 令和5年人口動態統計年報による。

(令和5年)

区 分	出生率 (人口千対)	死亡率 (人口千対)	乳 児 死亡率 (出生千対)	新生児 死亡率 (出生千対)	死 産 率			周 産 期 死 亡 率			婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)
					(出生千対)	自 然	人 工	(出生千対)	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡		
三 原 市	4.4	16.7	-	-	23.0	10.4	12.9	-	-	-	2.4	1.32
尾 道 市	4.1	17.5	1.9	-	22.7	11.5	11.5	1.9	1.9	-	2.4	1.36
世 羅 町	3.4	23.0	-	-	19.6	-	19.6	-	-	-	1.5	1.01
管 内	4.1	17.6	1.1	0.0	22.7	10.4	12.5	1.1	1.1	-	2.4	1.32
広 島 県	6.2	13.3	1.4	0.5	19.4	8.8	-	3.2	2.7	0.4	3.8	1.53
全 国	6.0	13.0	1.8	0.8	20.9	9.6	11.3	3.3	2.7	0.6	3.9	1.52

(注) 令和5年人口動態統計年報による。

6 選択死因死亡者数

(単位:人)

(令和5年)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	管 内 率	広 島 県	県 率
総 数	4,021	1,453	2,226	342	100.0	35,563	100.0
結 核	6	3	3	-	0.1	33	0.1
悪 性 新 生 物	934	340	534	60	23.2	8,481	23.8
糖 尿 病	49	16	32	1	1.2	347	1.0
高 血 圧 性 疾 患	49	11	37	1	1.2	254	0.7
心 疾 患	720	269	367	84	17.9	5,764	16.2
脳 血 管 疾 患	290	127	143	20	7.2	2,326	6.5
大動脈瘤及び解離	55	17	29	9	1.4	445	1.3
肺 炎	180	59	95	26	4.5	1,639	4.6
慢性閉塞性肺疾患	32	9	21	2	0.8	350	1.0
喘 息	2	-	2	-	0.0	28	0.1
肝 疾 患	43	15	27	1	1.1	406	1.1
腎 不 全	78	25	49	4	1.9	715	2.0
老 衰	402	160	201	41	10.0	3,994	11.2
不慮の事故	107	31	63	13	2.7	982	2.8
交 通 事 故	13	4	8	1	0.3	107	0.3
自 殺	41	13	25	3	1.0	429	1.2
そ の 他	1,020	354	590	76	25.4	9,263	26.0

(注) 令和5年人口動態統計年報による。

7 主要死因の状況

(令和5年)

区 分	管 内			広 島 県			全 国		
	順位	率 (人口10万対)	総死亡に 対する割合 (%)	順位	率 (人口10万対)	総死亡に 対する割合 (%)	順位	率 (人口10万対)	総死亡に 対する割合 (%)
総 数	-	1,757.7	100.0	-	1,309.4	100.0	-	1,300.4	100.0
悪 性 新 生 物	1	408.3	23.2	1	312.3	23.8	1	315.6	24.3
心 疾 患	2	314.7	17.9	2	212.2	16.2	2	190.7	14.7
老 衰	3	175.7	10.0	3	147.1	11.2	3	156.7	12.1
脳 血 管 疾 患	4	126.8	7.2	4	85.6	6.5	4	86.3	6.6
肺 炎	5	78.7	4.5	5	60.3	4.6	5	62.5	4.8
不慮の事故	6	46.8	2.7	6	36.2	2.8	6	36.7	2.8
高 血 圧 性 疾 患	7	21.4	1.2	9	9.4	0.7	9	9.4	0.7
肝 疾 患	8	18.8	1.1	8	14.9	1.1	8	15.4	1.2
自 殺	9	17.9	1.0	7	15.8	1.2	7	17.4	1.3
結 核	10	2.6	0.1	10	1.2	0.1	10	1.3	0.1

(注1) 令和5年人口動態統計年報による。

(注2) 率(人口10万対)の算出の基となる人口は令和5年1月1日現在の住民基本台帳年報による。

8 悪性新生物の部位別状況(管内)

(単位:人)

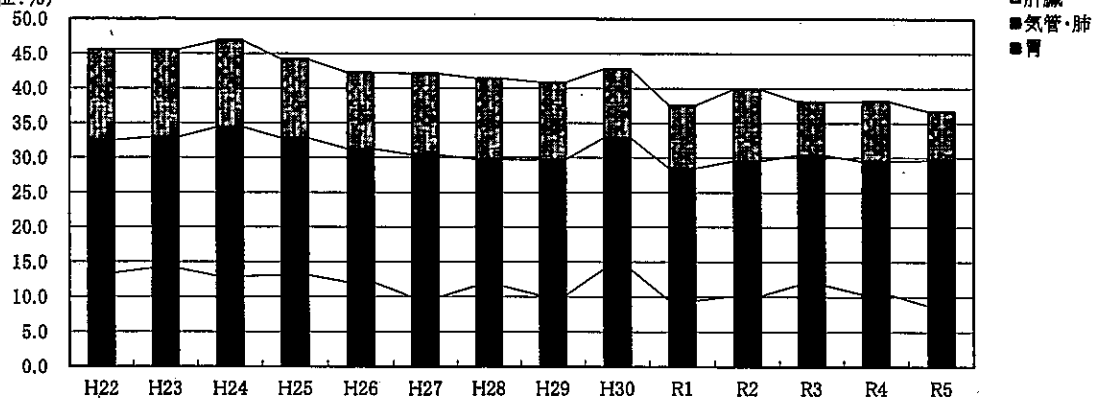
区 分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
計	975	999	948	915	959	914	925	908	940	973	907	877	915	934
食 道	22	15	28	25	16	16	16	24	20	18	17	20	20	29
胃	131	141	123	120	116	91	107	93	132	92	92	103	95	82
結 腸	73	73	74	77	79	82	81	83	75	112	92	90	96	84
直 腸 肛 門	33	42	26	31	38	28	38	42	36	43	38	32	29	39
肝 臓	127	126	118	104	105	107	108	101	93	88	94	67	79	66
胆 の う	35	52	46	36	41	37	43	40	40	44	24	38	34	42
脾 臓	78	81	80	70	93	96	95	78	92	98	109	87	85	89
気 管 ・ 肺	186	188	203	180	184	187	168	177	177	185	176	164	175	195
乳 房	32	25	26	29	28	19	32	28	32	39	33	43	34	41
子 宮	18	18	13	17	19	25	6	13	14	17	11	14	12	14
白 血 病	30	14	17	16	22	18	18	31	15	22	21	15	27	25
そ の 他	210	224	194	210	218	208	213	198	214	215	200	204	229	228

(単位:%)

区 分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食 道	2.3	1.5	3.0	2.7	1.7	1.8	1.7	2.6	2.1	1.8	1.9	2.3	2.2	3.1
胃	13.4	14.1	13.0	13.1	12.1	10.0	11.6	10.2	14.0	9.5	10.1	11.7	10.4	8.8
結 腸	7.5	7.3	7.8	8.4	8.2	9.0	8.8	9.1	8.0	11.5	10.1	10.3	10.5	9.0
直 腸 肛 門	3.4	4.2	2.7	3.4	4.0	3.1	4.1	4.6	3.8	4.4	4.2	3.6	3.2	4.2
肝 臓	13.0	12.6	12.4	11.4	10.9	11.7	11.7	11.1	9.9	9.0	10.4	7.6	8.6	7.1
胆 の う	3.6	5.2	4.9	3.9	4.3	4.0	4.6	4.4	4.3	4.5	2.6	4.3	3.7	4.5
脾 臓	8.0	8.1	8.4	7.7	9.7	10.5	10.3	8.6	9.8	10.1	12.0	9.9	9.3	9.5
気 管 ・ 肺	19.1	18.8	21.4	19.7	19.2	20.5	18.2	19.5	18.8	19.0	19.4	18.7	19.1	20.9
乳 房	3.3	2.5	2.7	3.2	2.9	2.1	3.5	3.1	3.4	4.0	3.6	4.9	3.7	4.4
子 宮	1.8	1.8	1.4	1.9	2.0	2.7	0.6	1.4	1.5	1.7	1.2	1.6	1.3	1.5
白 血 病	3.1	1.4	1.8	1.7	2.3	2.0	1.9	3.4	1.6	2.3	2.3	1.7	3.0	2.7
そ の 他	21.5	22.4	20.5	23.0	22.7	22.8	23.0	21.8	22.8	22.1	22.1	23.3	25.0	24.4

(注) 令和5年人口動態統計年報による。

(単位:%)

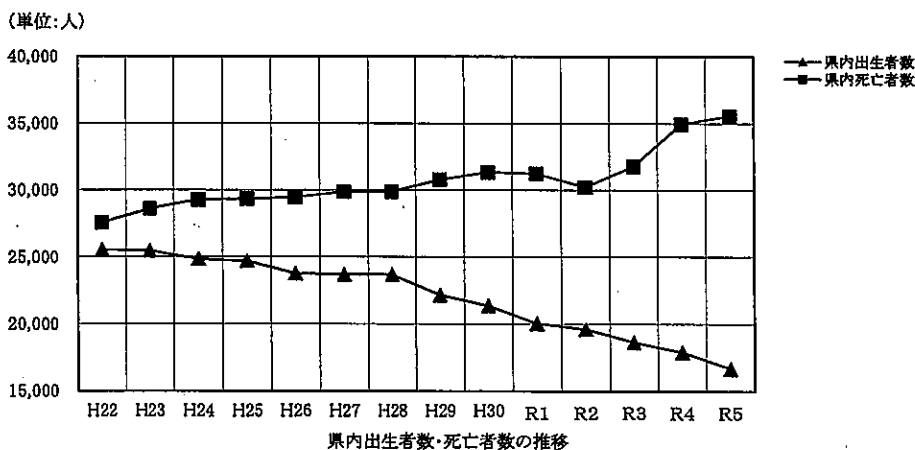
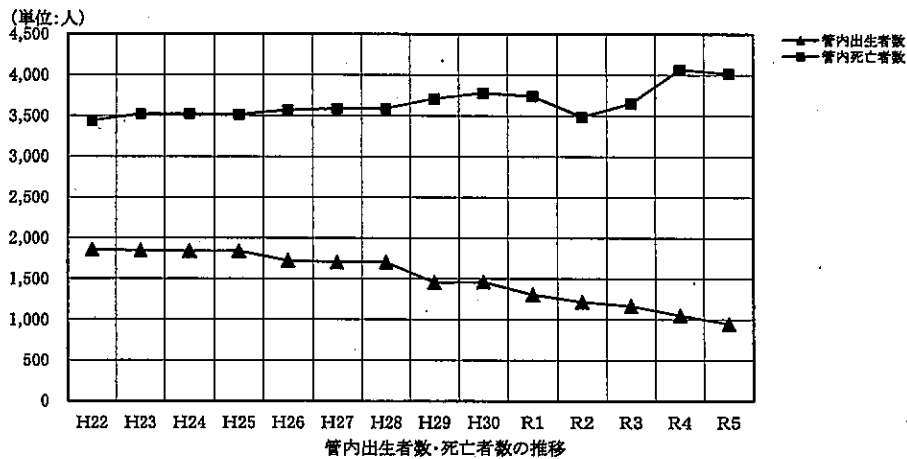


9 市町別出生者数・死亡者数の推移

(単位:人)

区 分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
三 原 市	出生	680	756	755	766	680	687	687	588	572	508	453	454	382
	死亡	1,208	1,172	1,219	1,255	1,244	1,288	1,288	1,343	1,372	1,348	1,293	1,331	1,453
尾 道 市	出生	1,056	993	998	975	921	923	923	770	798	719	704	648	516
	死亡	1,925	2,032	2,023	1,958	2,046	2,009	2,009	2,078	2,108	2,085	1,923	2,053	2,226
世 羅 町	出生	120	100	88	96	124	94	94	98	90	77	59	67	50
	死亡	307	319	284	300	280	289	289	289	299	306	271	268	342
計	出生	1,858	1,849	1,841	1,837	1,725	1,704	1,704	1,456	1,460	1,304	1,216	1,169	948
	死亡	3,440	3,523	3,526	3,513	3,570	3,586	3,586	3,710	3,779	3,739	3,487	3,652	4,021
広 島 県	出生	25,546	25,469	24,846	24,713	23,775	23,678	23,678	22,150	21,363	20,034	19,606	18,636	16,682
	死亡	27,561	28,608	29,273	29,358	29,463	29,879	29,879	30,795	31,346	31,237	30,244	31,774	35,563
全 国	出生	1,071,304	1,050,806	1,037,231	1,029,762	1,003,539	1,005,677	1,005,677	946,065	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
	死亡	1,197,012	1,253,066	1,256,359	1,268,291	1,273,004	1,290,444	1,290,444	1,340,397	1,362,470	1,381,093	1,372,755	1,439,856	1,576,016

(注) 令和5年人口動態統計年報による。



10 人口動態統計

(統計作成上の参考)

人口動態統計は人口動態調査から、日本人の日本における各年中に発生した事象を住所地によって集計したものである。

用語の解説

乳 児 死 亡	生後1年未満の死亡をいう。
新 生 児 死 亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
死 産	妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。 なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 ① 胎児を出生させることを目的とした場合 ② 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
周 産 期 死 亡	妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡を合わせたものをいう。
婚 姻	人口動態でいう婚姻とは、市町長が法律上有効なものとして婚姻届を受け付けた「法律婚」であり、事実婚は含まれていない。
選 択 死 因	死因のうち、社会的に関心の高い死因をピックアップしたものをいう。
主 要 死 因	死因のうち、死亡者の多い死因をピックアップしたものをいう。

各比率の算出方法は次のとおりである。

$$\text{出生・死亡・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{基礎人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡・新生児死亡率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+生後1週未満の死亡)数}}{\text{出産(出生+妊娠満22週以後の死産)数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間の死産数}}{\text{年間の出産数}} \times 1,000 \quad \text{出産数とは、出生数に死産数を加えたものである。}$$

死因分類については、「人口動態統計用死因分類表」を使用した。

なお、平成7年から死因分類等の改正が行なわれており、統計の観察には注意が必要である。

IV 事業の実施状況

1 地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(令和6年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名
計	32	104	13	
小 計	9	36	4	
保 健 師	9	36	4	県立広島大学
小 計	15	60	8	
管 理 栄 養 士	8	32	4	安田女子大学
	7	28	4	県立広島大学
小 計	-	-	-	
社 会 福 祉 主 事				
小 計	-	-	-	
医 師				
小 計	8	8	1	
歯 科 衛 生 士	8	8	1	広島高等歯科衛生士専門学校
小 計	-	-	-	
訪 問 介 護 員				
小 計	-	-	-	
そ の 他				

(2) 市町の職員に対する研修・指導の状況

(令和6年度)

区分	保 健 計 画 の 地 域 診 断 (1)	母 子 保 健 (2)	健 康 増 進 (3)	介 護 予 防・ 生 活 支 援 (4)	歯 科 保 健 (5)	感 染 症 (6)	(再掲)	
							結 核 (7)	エ イ ズ (8)
実施回数(01)	-	-	5	-	-	9	1	-
参加延人員(02)	(-)	(-)	(23)	(-)	(-)	(33)	(2)	(-)

区分	精神保健福祉 (9)	難 病 (10)	介 護 保 険 (11)	健康危機管理 (12)	そ の 他 (13)	計 (14)
実施回数(01)	8	4	-	2	-	28
参加延人員(02)	(34)	(7)	(-)	(32)	(-)	(129)

注) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領によるため、研修も含む。

(3) 圏域地域保健対策協議会の状況

(令和6年度末現在)

名 称	尾三地域保健対策協議会
設 立 年 月 日	平成9年10月30日
構 成 団 体	三原市、尾道市、世羅町
	三原市医師会、尾道市医師会、因島医師会、世羅郡医師会
	三原赤十字病院、JA尾道総合病院、因島総合病院、世羅中央病院企業団
	三原市歯科医師会、尾道市歯科医師会、因島歯科医師会、竹原・豊田歯科医師会、御調・世羅郡歯科医師会
	三原薬剤師会、尾道薬剤師会、因島薬剤師会、東広島薬剤師会
	三原市公衆衛生推進協議会、尾道市公衆衛生推進協議会、世羅町公衆衛生推進協議会
	三原市社会福祉協議会、尾道市社会福祉協議会、世羅町社会福祉協議会
	三原市民生委員児童委員連合協議会、尾道市連合民生委員児童委員協議会、世羅町民生委員児童委員協議会
	県立広島大学三原地域連携センター
	広島県東部厚生環境事務所、広島県東部保健所
会 長	佐々木伸孝(尾道市医師会長)
部 会 の 設 置	理事会、常任理事会 保健医療計画委員会、健康ひろしま21推進委員会、精神保健福祉対策検討委員会、感染症対策検討委員会
総 会	—
理 事 会	上記「構成団体」により組織
事 業	事業名
委 託 事 業	地域保健医療推進事業
	高齢者施策推進事業
	地域自殺対策医療連携事業
	医療機関災害対応研修事業
補 助 事 業	理事会・常任理事会
	保健医療計画推進事業
	健康ひろしま21推進事業
	精神保健福祉対策推進事業 感染症対策推進事業
そ の 他	

(4) 医師臨床研修受入れ状況

(令和6年度)

職 種	実人数	延人数	研修期間	臨 床 研 修 病 院 名
計	4	7	3	
医 師	3	6	2	公立みつぎ総合病院
歯 科 医 師	1	1	1	公立みつぎ総合病院

2 高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)

(令和7年4月1日現在)

区 分		総 数	社会 福祉 法人	社会 福祉 協議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	地 方 公 共 団 体	そ の 他 の 法 人	非 法 人
実施事業数合計①～③		540	170	17	62	14	242	8	2	-	10	13	2
指定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	352	109	16	32	8	166	5	2	-	6	7	1
	訪 問 介 護	84	12	7	5	2	52	2	1	-	1	2	-
	訪 問 入・浴 介 護	5	-	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	訪 問 看 護	41	1	-	7	4	22	1	-	-	2	4	-
	訪問リハビリテーション	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	居 宅 療 養 管 理 指 導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	74	24	6	4	-	38	-	1	-	1	-	-
	通所リハビリテーション	14	-	-	10	2	-	-	-	-	-	1	1
	短期入所生活介護	71	62	-	2	-	5	-	-	-	2	-	-
	短期入所療養介護	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定施設入居者生活介護	12	6	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与	23	2	-	-	-	20	1	-	-	-	-	-
	特定福祉用具販売	24	2	-	-	-	21	1	-	-	-	-	-
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	180	61	1	23	6	76	3	-	-	4	5	1
	介護予防訪問入浴介護	3	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	介護予防訪問看護	41	1	-	7	4	22	1	-	-	2	4	-
	介護予防訪問リハビリテーション	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防通所リハビリテーション	14	-	-	10	2	-	-	-	-	-	1	1
	介護予防短期入所生活介護	61	52	-	2	-	5	-	-	-	2	-	-
	介護予防短期入所療養介護	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防特定施設入居者生活介護	10	4	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-
	介護予防福祉用具貸与	23	2	-	-	-	20	1	-	-	-	-	-
	特定介護予防福祉用具販売	24	2	-	-	-	21	1	-	-	-	-	-
介護 保 険 施 設	小 計 ③	8	-	-	7	-	-	-	-	-	-	1	-
	介 護 医 療 院	8	-	-	7	-	-	-	-	-	-	1	-

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)

(令和7年4月1日現在)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	府 中 市	神 石 高 原 町
実施事業数合計①～③		540	154	247	27	93	19
指定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ①	352	105	160	20	55	12
	訪 問 介 護	84	28	41	4	8	3
	訪 問 入 浴 介 護	5	1	2	1	1	-
	訪 問 看 護	41	14	22	1	4	-
	訪問リハビリテーション	1	-	-	-	1	-
	居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-
	通 所 介 護	74	26	33	5	8	2
	通所リハビリテーション	14	3	7	-	4	-
	短期入所生活介護	71	15	27	6	18	5
	短期入所療養介護	3	-	2	-	1	-
	特定施設入居者生活介護	12	4	5	1	2	-
	福祉用具貸与	23	7	10	1	4	1
	特定福祉用具販売	24	7	11	1	4	1
	小 計 ②	180	46	83	7	37	7
	介護予防訪問入浴介護	3	1	2	-	-	-
	介護予防訪問看護	41	14	22	1	4	-
	介護予防訪問リハビリテーション	1	-	-	-	1	-
	介護予防居宅療養管理指導	-	-	-	-	-	-
	介護予防通所リハビリテーション	14	3	7	-	4	-
	介護予防短期入所生活介護	61	12	24	3	17	5
	介護予防短期入所療養介護	3	-	2	-	1	-
	介護予防特定施設入居者生活介護	10	2	5	1	2	-
	介護予防福祉用具貸与	23	7	10	1	4	1
	特定介護予防福祉用具販売	24	7	11	1	4	1
介護 保 険 施 設	小 計 ③	8	3	4	-	1	-
	介 護 医 療 院	8	3	4	-	1	-

(3) 運営指導等件数

(令和6年度)

区 分	総 数	指定居宅サ ー ビ ス 事 業 所	指定介護予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	介護医 療 院
運 営 指 導 件 数	93	64	26	3

身体障害者等福祉対策
ろうあ者専門相談員の相談指導状況

(令和6年度)

区分	延 相 談 者 数	実 相 談 者 数	相 談 指 導 件 数	相 談 指 導 内 容											
				家 族 関 係	生 活 ・ 生 計	職 業 職 場 関 係	住 居	健 康 ・ 医 療	教 育 ・ 育 児	障 害 者 福 祉 サ ー ビ ス 等	補 装 具 ・ 日 常 生 活 用 具	年 金 ・ 保 険	各 種 制 度	災 害	そ の 他
総 件 数	214	173	232	37	68	11	-	51	42	3	1	5	14	-	-

4 児童・母子・父子・寡婦福祉対策

(1)母子福祉資金の貸付状況

(令和6年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
合 計	件 数	9	3	6	-
	貸付額(円)	(6,878,390)	(3,240,000)	(3,638,390)	(-)
事業開始資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業継続資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
修学資金	件 数	7	3	4	-
	貸付額(円)	(6,006,000)	(3,240,000)	(2,766,000)	(-)
技能習得資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
修業資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
就職支度資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
医療介護資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
生活資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
住宅資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
転宅資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
就学支度資金	件 数	2	-	2	-
	貸付額(円)	(872,390)	(-)	(872,390)	(-)
結婚資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)

(2) 父子福祉資金の貸付状況

(令和6年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
合 計	件 数	2	-	2	-
	貸付額(円)	(1,057,250)	(-)	(1,057,250)	(-)
事業開始資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業継続資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
修学資金	件 数	1	-	1	-
	貸付額(円)	(600,000)	(-)	(600,000)	(-)
技能習得資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
修業資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
就職支度資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
医療介護資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
生活資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
住宅資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
転宅資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
就学支度資金	件 数	1	-	1	-
	貸付額(円)	(457,250)	(-)	(457,250)	(-)
結婚資金	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)

(3) 寡婦福祉資金の貸付状況

(令和6年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
合 計	件 数	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-	該当なし		
	貸付額(円)	(-)			
事業継続資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
修学資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
技能習得資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
修業資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
就職支度資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
医療介護資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
生活資金	件 数	-			
	貸付額(千円)	(-)			
住宅資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
転宅資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
就学支度資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			
結婚資金	件 数	-			
	貸付額(円)	(-)			

5 医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(令和7年3月31日現在)

区 分			総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
病 院	施 設 数		21	9	11	1
	病 床 数	小 計	3,926	1,988	1,783	155
		一 般	2,339	1,004	1,180	155
		療 養	683	200	483	-
		精 神	904	784	120	-
		結 核	-	-	-	-
		感 染 症	-	-	-	-
	救 急 告 示		13	5	7	1
一 般 診 療 所	施 設 数		192	63	121	8
	病 床 数	一 般	180	15	141	24
		療 養	16	-	16	-
	救 急 告 示		-	-	-	-
歯 科 診 療 所			115	48	62	5

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(令和6年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	37	21	12	4
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	-	-	-	-
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	15	15	-	-

6 健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(令和6年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (① を 除 く)			
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施 設 数 A	200	6	-	69	9	68	48
指 導 延 数 B	155	11	-	64	2	43	35
1施設当たり指導 回 数 B / A	0.8	1.8	-	0.9	0.2	0.6	0.7

(注) 表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(令和6年度)

平成25年度

区 分	総数	特定給食施設			その他の給食施設
		指定施設①		特定給食施設 （①を除く）	
		指導・助言件数			
		管理栄養士配置	栄養管理	指導・助言件数	指導・助言件数
総数	155	0	11	66	78
学校	18	-	-	18	-
病院	41	-	10	20	11
介護老人保健施設	9	-	-	4	5
介護医療院	2	-	-	2	-
老人福祉施設	23	-	-	6	17
児童福祉施設	41	-	-	13	28
社会福祉施設	12	-	-	2	10
事業所	2	-	1	1	-
寄宿舎	1	-	-	-	1
矯正施設	0	-	-	-	-
自衛隊	0	-	-	-	-
一般給食センター	0	-	-	-	-
その他	6	-	-	-	-

(2) 食品表示法及び健康増進法に基づく立入検査等件数及び相談・指導の状況

ア 立入、買上検査、収去検査、報告徴収、物件提出要求の件数（単位：件）

（令和6年度）

区分	立入	買上検査		収去検査		報告徴収		物件提出要求	
	件数	検体数	違反検体数	検体数	違反検体数	件数	違反件数	件数	違反件数
食品表示法 （保健事項）	8	-	-	-	-	-	-	-	-
健康増進法 （第65条第1項）	2	-	-	-	-	-	-	-	-

※立入件数は、食品表示法第8条に基づくものである

イ 指導件数（単位：件）

（令和6年度）

区分	件数	内訳		再掲							
		食品 （添加物除く）	添加物	生鮮食品			加工食品				添加物
				農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
食品表示法 （保健事項）	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康増進法 （第65条第1項）	5	5	-	4	-	-	1	-	-	-	-

※発見し、本庁主管課へ報告したものは含まない。

ウ 相談件数（単位：件）

（令和6年度）

区分	件数	内訳		再掲							
		食品 （添加物除く）	添加物	生鮮食品			加工食品				添加物
				農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
食品表示法 （保健事項）	37	37	-	-	-	1	20	5	1	10	-
健康増進法 （第65条第1項）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※発見し、本庁主管課へ報告したものは含まない。

(3) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

（令和6年度）

区分		総数	三原市	尾道市	世羅町
人口（令和7年3月31日現在）		229,565	87,438	127,388	14,739
健康診査	対象者	9,488	783	1,248	1,479
	受診者	60	32	27	1
	受診率（％）	1.7	4.2	2.2	0.1
肝炎ウイルス検査	対象者	144,135	65,452	69,083	10,600
	受診者	587	151	274	182
	受診率（％）	0.4	0.2	0.4	1.6
骨粗しょう症検診	対象者	681	-	-	681
	受診者	62	-	-	62
	受診率（％）	9.1	-	-	9.1

（注）健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績（健康教育、健康相談、訪問指導）

（令和6年度）

区分		総数	三原市	尾道市	世羅町
健康教育	個別	参加人員	-	-	-
	実施回数	255	-	254	1
	参加人員	9,863	-	6,863	3,000
健康相談	実施回数	30	-	30	-
	参加人員	1,802	-	1,802	-
	実施回数	87	-	76	11
訪問指導	参加人員	3,039	-	2,445	594
	対象者数	73	-	73	-
	被指導者数	73	-	73	-

（注）健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

(4) 食育圏域連絡会議開催状況

(令和6年度)

日時	令和6年8月9日
場所	広島県尾道庁舎
参加機関数	15
主な議題	1 報告 (1) 令和6年度栄養関係功労者の厚生労働大臣表彰の受賞について (2) 第4次広島県食育推進計画について 2 情報提供 「西部保健所管内における産学官連携による食育の推進事例について」 情報提供者:西部保健所保健課健康増進係 主査 渡邊雅恵 氏 3 議題 (1) 令和6年度食育活性化支援事業について (2) 市町食育推進計画の策定・進捗状況について (3) 関係機関・団体の取組状況について (4) グループワーク・意見交換 「産学官連携による実践的な食育の推進について」

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
三原市	保健福祉課	
三原市	こども保育課	
三原市	農林水産課	
三原市教育委員会	学校給食課	
尾道市	健康推進課	
尾道市	子育て支援課	
尾道市	農林水産課	
尾道市教育委員会	教育指導課	
世羅町	健康保険課	
世羅町	子育て支援課	
世羅町	産業振興課	
世羅町教育委員会	学校教育課	
三原農業協同組合	経済部営農課	
尾道市農業協同組合	総合企画部組合員課	
三原市食生活改善推進協議会		
尾道市保健推進員連絡協議会		
世羅町食生活改善推進員協議会		
広島県東部教育事務所	教育指導課	
広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所	農村振興課	
広島県東部保健所	保健課	

(6) 受動喫煙の報告状況

(令和6年度)

	延件数(年度対応数)				
	指導・助言	勧告	公表	命令	罰則 (過料)
喫煙禁止場所における喫煙	-	-	-	-	-
喫煙器具、設備等の設置	-	-	-	-	-
紛らわしい標識の掲示、 標識の汚損等	-	-	-	-	-
20歳未満の者を喫煙室に 立ち入らせる	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

延件数(年度分)	
喫煙可能室設置施設 届出書の受理件数	-
喫煙可能室設置施設 変更届出書の受理件数	-
喫煙可能室設置施設 廃止届出書の受理件数	-

7 感染症対策

(1) 感染症発生状況

(令和6年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類(全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	8
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※6	3
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小計 A		-		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	67		ジアルジア症	1
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	1
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	2
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小計 B		67		梅毒	16
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	2
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	1		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-		百日咳	-
小計 C		1		風しん	-
四類	E型肝炎	-		麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	-	小計 E		34
	エキノコックス症	-	五類(定点)	RSウイルス感染症	304
	エムボックス	-		咽頭結膜熱	259
	黄熱	-		インフルエンザ※7	3,471
	オウム病	-		A群溶結性レンサ球菌咽頭炎	1,143
	オムスク出血熱	-		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	1
	回帰熱	-		感染性胃腸炎	3,012
	ギヤサナル森林病	-		急性出血性結膜炎	-
	Q熱	-		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-
	狂犬病	-		細菌性髄膜炎※8	-
	コクシジオイデス症	-		新型コロナウイルス感染症※3	3,254
	ジカウイルス感染症	-		水痘	47
	重症熱性血小板減少症候群※4	1		性器クラミジア感染症	17
	腎症候性出血熱	-		性器ヘルペスウイルス感染症	7
	西部ウマ脳炎	-		尖圭コンジローマ	4
	ダニ媒介脳炎	-		手足口病	1,506
	炭疽	-		伝染性紅斑	3
	チクングニア熱	-		変異性発しん	68
	つつが虫病	-		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	11
	デング熱	1		ヘルパンギーナ	95
	東部ウマ脳炎	-		マイコプラズマ肺炎	52
	鳥インフルエンザ※5	-		無菌性髄膜炎	-
	ニバウイルス感染症	-		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	128
	日本紅斑熱	36		薬剤耐性緑膿菌感染症	1
	日本脳炎	-		流行性角結膜炎	2
	ハンタウイルス肺症候群	-		流行性耳下腺炎	4
	Bウイルス病	-		淋菌感染症	5
	鼻疽	-	小計 F		13,394
	ブルセラ症	-	指定感染症		0
	ベネズエラウマ脳炎	-		新感染症	0
	ヘンドラウイルス感染症	-	小計 G		0
	発しんチフス	-	新型インフルエンザ等感染症		-
	ボツリヌス症	-		新型インフルエンザ	0
	マラリア	-		再興型インフルエンザ	0
	野兔病	-		新型コロナウイルス感染症	0
	ライム病	-		再興型コロナウイルス感染症	0
	リッサウイルス感染症	-	小計 H		0
	リフトバレー熱	-	総計 A+B+C+D+E+F+G+H		13,540
	類鼻疽	-			
	レジオネラ症	6			
	レプトスピラ症	-			
	ロッキー山紅斑熱	-			
小計 D		44			

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る

※3 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る

※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る

※5 H5N1及びH7N9を除く

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く

(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告

(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(令和6年12月31日現在)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
管 内 人 口		227,990	87,075	126,396	14,519
計		159	35	119	5
活動性肺結核患者数 (A)	喀痰塗抹陽性者	2	1	1	-
	その他の結核菌陽性者	2	1	1	-
	菌陰性・その他の者	1	1	-	-
活動性肺外結核患者数(B)		5	3	-	2
不活動性結核・その他の者		149	29	117	3
有病率(人口10万対)		4.4	6.9	1.6	13.8

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

イ 結核患者新規登録状況

(令和6年)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
管 内 人 口		227,990	87,075	126,396	14,519
計 (A + B)		19	10	7	2
活動性肺結核患者数 (A)	喀痰塗抹陽性者	6	3	3	-
	その他の結核菌陽性者	6	3	2	1
	菌陰性・その他の者	1	1	-	-
活動性肺外結核患者数(B)		6	3	2	1
り患率(人口10万対)		8.3	11.5	5.5	13.8
潜在性結核感染症		48	6	41	1

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計 (A + B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(令和6年12月31日現在)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
計	19 (5)	10 (2)	7 (3)	2 (-)
0 歳 ～ 4 歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
5 歳 ～ 9 歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
10 歳 ～ 14 歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
15 歳 ～ 19 歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
20 歳 ～ 29 歳	5 (1)	3 (1)	1 (-)	1 (-)
30 歳 ～ 39 歳	2 (-)	2 (-)	- (-)	- (-)
40 歳 ～ 49 歳	1 (-)	- (-)	1 (-)	- (-)
50 歳 ～ 59 歳	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
60 歳 ～ 69 歳	3 (-)	2 (-)	1 (-)	- (-)
70 歳 ～	8 (4)	3 (1)	4 (3)	1 (-)

(注1) 下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2) 本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断の実施状況

① 市町別実施状況

(令和6年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
一般住民	対 象 者 数	84,541	31,365	46,841	6,335
	受 診 者 数	6,685	1,574	4,525	586
	受 診 率 (%)	7.9	5.0	9.7	9.3



(財)公益財団法人 結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 042-493-5711 ファックス 042-492-4600

ホームページ <http://www.jata.or.jp>

② 実施主体別実施状況

(令和6年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	100,173	21,570	21.5	1,142	19,953	-	-	152
	事業者 従業者	11,213	10,705	95.5	588	10,114	/	/	142
	学校長 生徒	1,692	1,660	98.1	44	1,616	/	/	-
		学生	653	649	99.4	-	649	/	10
	施設長 入所者	2,074	1,871	90.2	510	1,260	/	/	-
	市町長 一般住民	84,541	6,685	7.9	-	6,314	/	/	-
	計	236	232	98.3	-	141	(-)	(-)	101
知事 (保健所長)	接触者健診	101	101	100.0	-	10	(-)	(-)	101
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-
	管理検診	135	131	97.0	/	131	/	/	/
	計	135	131	97.0	/	131	/	/	/

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

オ 市町別家庭訪問指導状況

(令和6年度)

区分	総数	三原市	尾道市	世羅町
実人員	104	24	77	3
延人員	367	91	263	13

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(令和6年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	199	-	76	2	44	77	-	-	-
うち施設指導分	6	-	2	-	-	4	-	-	-

(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況
(令和6年度)

日時	令和6年7月23日	令和7年2月4日
場所	オンライン(ZOOM)	オンライン(ZOOM)
参加人数	16名	19名
主な議題	1. 情報提供 2. 意見交換	1. 情報提供 2. 今後の事業計画について ・取組内容について ・研修会について ・感染症サーベイランス(ARI)について 3. 新型インフルエンザ等実地訓練について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
三原市医師会	理事	
尾道市医師会	理事	
因島医師会	理事	
世羅郡医師会	理事	
興生総合病院	外科部長	
本郷中央病院	外科医師	
三原赤十字病院	統括管理監	
厚生連尾道総合病院	救急科主任部長	
尾道市立市民病院	診療科長	
因島総合病院	薬剤科主任	
公立みつぎ総合病院	副院長	
公立世羅中央病院	診療部長	
三原薬剤師会	副会長	
尾道薬剤師会	副会長	
三原市消防本部	警防課長	
尾道市消防局	警防課長	
三原市保健福祉課	係長	
尾道市健康推進課	主幹	
世羅町健康保険課	主任	
東部保健所	保健所長	

(5) エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況

(令和6年度)

区 分	相 談 件 数				HIV抗原抗体検査	梅毒検査
	計A+B+C	電 話 相 談 A	来 所(面接相談)B	家庭訪問指導C		
計	74	73	1	-	82	82
男 性	57	56	1	-	58	58
女 性	17	17	-	-	24	24
その他	-	-	-	-	-	-

(6) 健康教育実施状況

(令和6年度)

区 分	種 別 内 訳			
	計	感染性胃腸炎		
実施回数	1	1		
参加延人員	15	15		
(対象内訳)				

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、性感染症、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌等の予防対策名を記入

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入

(7) 肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査実施状況、肝炎治療受給者証交付状況、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況

ア 肝炎相談件数

(令和6年度)

計A+B	電話相談 A	来 所(面接相談) B
122	116	6

イ 肝炎ウイルス検査実施状況

(令和6年度)

検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス検査実施件数
	HCV抗体検査	うちHCV核酸増幅検査	HBs抗原検査
-	-	-	-

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療

(令和6年度)

区 分	計	三原市	尾道市	世羅町	管外
申 請 数	-	-	-	-	-
交 付 数	-	-	-	-	-

(イ) 核酸アナログ製剤治療

(令和6年度)

区 分	計	三原市	尾道市	世羅町	管外
申 請 数	345	96	220	12	17
交 付 数	345	96	220	12	17

(ウ) インターフェロンフリー治療

(令和6年度)

区 分	計	三原市	尾道市	世羅町	管外
申 請 数	18	9	8	1	-
交 付 数	18	9	8	1	-

エ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況

(令和6年度)

区 分	計	三原市	尾道市	世羅町	管外
申 請 数	10	1	9	-	-
交 付 数	10	1	9	-	-

8 歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況

(令和6年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実 人 員	内 訳				延 人 員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	そ の 他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	そ の 他
実 施 数	-				該 当 な し					

(2) 相談事業の状況

(令和6年度)

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 保 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 保 介 護 者	そ の 他
実 施 数	-	-			該 当 な し				

(3) 市町指導・支援の状況

(令和6年度)

区 分	指 導 項 目	総 数	市 町 名		
			三原市	尾道市	世羅町
実 施 数	企画・連携・調整	3	1	1	1
	調査・研究	-	-	-	-
	情報の収集・提供	3	1	1	1

9 精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(入院患者数、通院患者数ともに令和7年3月31日現在)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	6	3	3	-	6	-
医療保護入院患者数	813	255	428	76	759	54
自立支援医療受給者数(精神通院)	5,177	2,188	2,765	224	5,177	-
通報件数(精神保健福祉法23条～26条)	35					

(注)通報件数は、令和6年度1年間分の件数。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(令和7年3月31日現在)

障害等級	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
計	3,067	1,201	1,699	167
1 級	82	35	43	4
2 級	1,857	743	1,023	91
3 級	1,128	423	633	72

(3) 組織育成支援状況

(令和6年度)

区 分	総 数	ひ き こ も り 家 族	管 内 市 町 計	管 外
計	5	5	5	-
患者会	-	-	-	-
家族会	5	5	5	-
断酒会	-	-	-	-
ボランティア	-	-	-	-

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】会への出席、その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(令和6年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	管内市町計	管 外
面 接	実 人 員	24	7	14	1	22	2
	延 人 員	34	7	23	1	31	3
	内 老人精神保健	-	-	-	-	-	-
	社会復帰	29	6	19	1	26	3
	アルコール	1	-	1	-	1	-
	薬 物	-	-	-	-	-	-
	ギャンブル	-	-	-	-	-	-
	ゲ ー ム	-	-	-	-	-	-
	思 春 期	-	-	-	-	-	-
	心の健康づくり	3	-	3	-	3	-
	うつ・うつ状態	-	-	-	-	-	-
	摂食障害	-	-	-	-	-	-
	てんかん	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	1	1	-	-	1	-
	訳 (再 掲) ひ き こ も り	(1)	(1)	(-)	(-)	(1)	-
	(再 掲) 発 達 障 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
	(再 掲) 自 殺 関 連	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
	(再 掲) 自殺者の遺族	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
	(再 掲) 犯 罪 被 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
	(再 掲) 災 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
	(再 掲) 措置入院等退院支援	(24)	(5)	(15)	(1)	(21)	3
電 話	相 談 延 人 員	270					
	(再 掲) ひ き こ も り	(18)					
	(再 掲) 発 達 障 害	(-)					
	(再 掲) 自 殺 関 連	(-)					
	(再 掲) 措置入院等退院支援	(26)					

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

(令和6年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	管内市町計	管 外
実 人 員		29	8	7	14	29	-
延 人 員		53	22	8	23	53	-
内	老人精神保健	-	-	-	-	-	-
	社 会 復 帰	45	20	6	19	45	-
	ア ル コ ー ル	1	-	-	1	1	-
	薬 物	-	-	-	-	-	-
	ギャンブル	-	-	-	-	-	-
	ゲ ー ム	-	-	-	-	-	-
	思 春 期	-	-	-	-	-	-
	心の健康づくり	4	-	1	3	4	-
	うつ・うつ状態	-	-	-	-	-	-
	摂食障害	-	-	-	-	-	-
	てんかん	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	3	2	1	-	3	-
	訳						
(再 掲) ひ き こ も り		(4)	(3)	(1)	(-)	(4)	-
(再 掲) 発 達 障 害		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
(再 掲) 自 殺 関 連		(1)	(1)	(-)	(-)	(1)	-
(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
(再 掲) 犯 罪 被 害		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
(再 掲) 災 害		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
(再 掲) 措置入院等退院支援		(34)	(14)	(5)	(15)	(34)	-

(6) 個別事例検討会

ア ガイドラインに基づく措置入院者の退院支援に関する事例検討会 (令和6年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	管 内 市 町 計	管 外
実施回数	2	-	-	2	2	-
対象者数	1	-	-	1	1	-
参加延人数	20	-	-	20	20	-

イ ガイドラインに基づく精神科病院入院者(措置以外)の退院支援に関する事例検討会 (令和6年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	管 内 市 町 計	管 外
実施回数	-	-	-	-	-	-
対象者数	-	-	-	-	-	-
参加延人数	-	-	-	-	-	-

ウ その他の事例検討会

(令和6年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	管 内 市 町 計	管 外
実施回数	14	5	6	2	13	1
対象者数	10	4	4	1	9	1
参加延人数	141	56	55	21	132	9

(7) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(令和6年度)

区 分	計	種 別 内 訳					
		研修会	リーフレット配布				
実施回数	2	1	1				
対 象 者		医療保健福祉・ 消防・警察・教 育機関及び行政 の関係職員	医療保健福祉・ 消防・警察・教 育・行政等の関 係機関				
参加延人数 (配布部数)	8,814	34	8,780				

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

イ その他の精神保健福祉対策

(令和6年度)

区 分	計	種 別 内 訳					
		精神保健福祉 研 修 会	ひきこもり 研 修 会	尾三圏域精神 障害者地域生 活支援推進協 議会研修会			
		研修会	研修会	研修会			
実施回数	3	1	1	1			
対 象 者		医療・保健・ 福祉・ 介護関係者等	ひきこもり家族、 支援関係者	医療・保健・福 祉関係者等			
参加延人数 (配布部数)	133	63	23	47			

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期、地域生活支援事業等の対策名を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

(8) 会議開催状況

(令和6年度)

会議名	計	精神保健福祉 緊急対応連絡 会議	尾三圏域精神 障害者地域生 活支援推進協 議会	尾三圏域精神 障害者地域生 活支援推進協 議会 実務者部会	精神保健福祉 対策検討委員 会	地域医療連携 ワーキング会議	相談支援事業 ワーキング会議	
実施回数	9	1	1	2	1	2	2	
参加機関数 (延 数)	125	15	21	25	15	21	28	

10 難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(令和7年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,344	835	1,371	138
001	球脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	1	-	1	-
002	筋萎縮性側索硬化症	神経・筋疾患	24	9	14	1
003	脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	1	1	-	-
004	原発性側索硬化症	神経・筋疾患	-	-	-	-
005	進行性核上性麻痺	神経・筋疾患	28	12	14	2
006	パーキンソン病	神経・筋疾患	372	142	210	20
007	大脳皮質基底核変性症	神経・筋疾患	9	2	6	1
008	ハンチントン病	神経・筋疾患	1	1	-	-
009	神経有棘赤血球症	神経・筋疾患	-	-	-	-
010	シャルコー・マリー・トゥース病	神経・筋疾患	-	-	-	-
011	重症筋無力症	神経・筋疾患	54	13	36	5
012	先天性筋無力症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	神経・筋疾患	40	19	19	2
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多発性運動ニューロパチー	神経・筋疾患	7	-	6	1
015	封入体筋炎	神経・筋疾患	1	-	1	-
016	クロウ・深瀬症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
017	多系統萎縮症	神経・筋疾患	20	9	11	-
018	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	神経・筋疾患	70	28	39	3
019	ライソゾーム病	代謝疾患	5	-	5	-
020	副腎白質ジストロフィー	代謝疾患	2	2	-	-
021	ミトコンドリア病	代謝疾患	2	1	1	-
022	もやもや病	神経・筋疾患	48	17	27	4
023	プリオン病	神経・筋疾患	2	-	2	-
024	亜急性硬化性全脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-
025	進行性多発性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-
026	HTLV-1関連脊髄症	神経・筋疾患	2	-	2	-
027	特発性基底核石灰化症	神経・筋疾患	1	1	-	-
028	全身性アミロイドーシス	代謝疾患	17	6	9	2
029	ウルリッヒ病	神経・筋疾患	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,344	835	1,371	138
030	遠位型ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-
031	ベスレムミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-
032	自己食空胞性ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
034	神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患	8	4	4	-
035	天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	4	1	3	-
036	表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患	1	1	-	-
037	膿疱性乾癬(汎発型)	皮膚・結合組織疾患	5	2	3	-
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-
039	中毒性表皮壊死症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-
040	高安動脈炎	免疫疾患	10	2	7	1
041	巨細胞性動脈炎	免疫疾患	5	2	2	1
042	結節性多発動脈炎	免疫疾患	1	-	1	-
043	顕微鏡的多発血管炎	免疫疾患	24	7	16	1
044	多発血管炎性肉芽腫症	免疫疾患	15	5	7	3
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免疫疾患	16	7	8	1
046	悪性関節リウマチ	免疫疾患	10	2	7	1
047	バージャー病	循環器疾患	4	1	2	1
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	免疫疾患	1	-	1	-
049	全身性エリテマトーデス	免疫疾患	126	48	74	4
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	免疫疾患	56	26	29	1
051	全身性強皮症	免疫疾患	62	18	42	2
052	混合性結合組織病	免疫疾患	28	14	14	-
053	シェーグレン症候群	免疫疾患	24	2	21	1
054	成人発症スチル病	免疫疾患	5	3	2	-
055	再発性多発軟骨炎	免疫疾患	1	-	1	-
056	ベーチェット病	免疫疾患	21	8	12	1
057	特発性拡張型心筋症	循環器疾患	25	7	16	2
058	肥大型心筋症	循環器疾患	8	3	5	-
059	拘束型心筋症	循環器疾患	-	-	-	-
060	再生不良性貧血	血液疾患	15	4	8	3
061	自己免疫性溶血性貧血	血液疾患	3	1	2	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,344	835	1,371	138
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血液疾患	2	1	1	-
063	特発性血小板減少性紫斑病	血液疾患	33	12	20	1
064	血栓性血小板減少性紫斑病	血液疾患	-	-	-	-
065	原発性免疫不全症候群	血液疾患	-	-	-	-
066	IgA腎症	腎・泌尿器疾患	17	5	11	1
067	多発性嚢胞腎	腎・泌尿器疾患	34	13	18	3
068	黄色靱帯骨化症	骨・関節疾患	16	4	11	1
069	後縦靱帯骨化症	骨・関節疾患	85	33	48	4
070	広範脊柱管狭窄症	骨・関節疾患	20	8	4	8
071	特発性大腿骨頭壊死症	骨・関節疾患	90	36	49	5
072	下垂体性ADH分泌異常症	内分泌疾患	3	1	2	-
073	下垂体性TSH分泌亢進症	内分泌疾患	-	-	-	-
074	下垂体性PRL分泌亢進症	内分泌疾患	-	-	-	-
075	クッシング病	内分泌疾患	3	1	2	-
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	内分泌疾患	-	-	-	-
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	内分泌疾患	5	1	4	-
078	下垂体前葉機能低下症	内分泌疾患	31	18	13	-
079	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	代謝疾患	-	-	-	-
080	甲状腺ホルモン不応症	内分泌疾患	-	-	-	-
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌疾患	2	-	2	-
082	先天性副腎低形成症	内分泌疾患	-	-	-	-
083	アジソン病	内分泌疾患	1	-	1	-
084	サルコイドーシス	呼吸器疾患	32	8	23	1
085	特発性間質性肺炎	呼吸器疾患	52	18	27	7
086	肺動脈性肺高血圧症	呼吸器疾患	15	3	10	2
087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	呼吸器疾患	-	-	-	-
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	呼吸器疾患	12	7	5	-
089	リンパ脈管筋腫症	呼吸器疾患	3	1	2	-
090	網膜色素変性症	視覚疾患	59	24	30	5
091	バッド・キアリ症候群	消化器疾患	-	-	-	-
092	特発性門脈圧亢進症	消化器疾患	1	-	1	-
093	原発性胆汁性胆管炎	消化器疾患	37	14	23	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,344	835	1,371	138
094	原発性硬化性胆管炎	消化器疾患	5	1	4	-
095	自己免疫性肝炎	消化器疾患	21	9	10	2
096	クローン病	消化器疾患	102	29	68	5
097	潰瘍性大腸炎	消化器疾患	277	93	173	11
098	好酸球性消化管疾患	消化器疾患	2	1	1	-
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	消化器疾患	-	-	-	-
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消化器疾患	-	-	-	-
101	腸管神経節細胞減少症	消化器疾患	-	-	-	-
102	ルビンシュタイン・ティビ症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
103	CFC症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
104	コステロ症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
105	チャージ症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
106	クリオピリン関連周期熱症候群	免疫疾患	-	-	-	-
107	若年性特発性関節炎	免疫疾患	1	-	1	-
108	TNF受容体関連周期性症候群	免疫疾患	-	-	-	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	腎・泌尿器疾患	-	-	-	-
110	ブラウ症候群	免疫疾患	-	-	-	-
111	先天性ミオパシー	神経・筋疾患	1	-	1	-
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
113	筋ジストロフィー	神経・筋疾患	16	7	6	3
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	神経・筋疾患	-	-	-	-
116	アトピー性脊髄炎	神経・筋疾患	-	-	-	-
117	脊髄空洞症	神経・筋疾患	-	-	-	-
118	脊髄髄膜瘤	神経・筋疾患	-	-	-	-
119	アイザックス症候群	神経・筋疾患	1	1	-	-
120	遺伝性ジストニア	神経・筋疾患	-	-	-	-
121	脳内鉄沈着神経変性症	神経・筋疾患	-	-	-	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	神経・筋疾患	1	-	1	-
123	HTRA1関連脳小血管病	神経・筋疾患	-	-	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	神経・筋疾患	1	-	1	-
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	神経・筋疾患	2	-	2	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,344	835	1,371	138
126	ペリー病	神経・筋疾患	-	-	-	-
127	前頭側頭葉変性症	神経・筋疾患	3	1	2	-
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-
130	先天性無痛無汗症	神経・筋疾患	-	-	-	-
131	アレキサンダー病	神経・筋疾患	-	-	-	-
132	先天性核上性球麻痺	神経・筋疾患	-	-	-	-
133	メビウス症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	視覚疾患	-	-	-	-
135	アイカルディ症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
136	片側巨脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-
137	限局性皮質異形成	神経・筋疾患	-	-	-	-
138	神経細胞移動異常症	神経・筋疾患	-	-	-	-
139	先天性大脳白質形成不全症	神経・筋疾患	-	-	-	-
140	ドラベ症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-
142	ミオクロニー欠神てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-
144	レノックス・ガストー症候群他	神経・筋疾患	1	1	-	-
145	ウエスト症候群	神経・筋疾患	1	-	1	-
146	大田原症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
147	早期ミオクロニー脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
150	環状20番染色体症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
151	ラスムッセン脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-
152	PCDH19関連症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
156	レット症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
157	スタージ・ウェーバー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,344	835	1,371	138
158	結節性硬化症	神経・筋疾患	-	-	-	-
159	色素性乾皮症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-
160	先天性魚鱗癬	皮膚・結合組織疾患	1	1	-	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	1	-	1	-
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	皮膚・結合組織疾患	3	-	3	-
163	特発性後天性全身性無汗症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-
164	眼皮膚白皮症	視覚疾患	-	-	-	-
165	肥厚性皮膚骨膜症	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-
167	マルファン症候群/ロイス-ディーツ症候群	循環器疾患	1	1	-	-
168	エーラス・ダンロス症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
169	メンケス病	代謝疾患	-	-	-	-
170	オクシピタル・ホーン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
171	ウィルソン病	代謝疾患	2	1	-	1
172	低ホスファターゼ症	骨・関節疾患	-	-	-	-
173	VATER症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
174	那須ハコラ病	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
175	ウィーバー症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
176	コフィン・ローリー症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
177	ジュベール症候群関連疾患	神経・筋疾患	-	-	-	-
178	モワット・ウィルソン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
179	ウィリアムズ症候群	循環器疾患	-	-	-	-
180	ATR-X症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
181	クルーゾン症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-
182	アペール症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-
183	ファイファー症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-
184	アントレー・ピクスラー症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-
185	コフィン・シリス症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
186	ロスムンド・トムソン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
187	歌舞伎症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
188	多脾症候群	循環器疾患	-	-	-	-
189	無脾症候群	循環器疾患	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,344	835	1,371	138
190	聴耳腎症候群	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-
191	ウェルナー症候群	内分泌疾患	1	1	-	-
192	コケイン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
193	ブラダー・ウィリ症候群	内分泌疾患	-	-	-	-
194	ソース症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
195	ヌーナン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
196	ヤング・シンプソン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
197	1p36欠失症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
198	4p欠失症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
199	5p欠失症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
201	アンジェルマン症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
202	スミス・マギニス症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
203	22q11.2欠失症候群	循環器疾患	-	-	-	-
204	エマヌエル症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
206	脆弱X症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
207	総動脈幹遺残症	循環器疾患	-	-	-	-
208	修正大血管転位症	循環器疾患	-	-	-	-
209	完全大血管転位症	循環器疾患	1	-	1	-
210	単心室症	循環器疾患	-	-	-	-
211	左心低形成症候群	循環器疾患	-	-	-	-
212	三尖弁閉鎖症	循環器疾患	-	-	-	-
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	循環器疾患	-	-	-	-
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	循環器疾患	2	1	1	-
215	ファロー四徴症	循環器疾患	2	1	1	-
216	両大血管右室起始症	循環器疾患	-	-	-	-
217	エプスタイン病	循環器疾患	-	-	-	-
218	アルポート症候群	腎・泌尿器疾患	2	2	-	-
219	ギャロウェイ・モワト症候群	腎・泌尿器疾患	-	-	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	腎・泌尿器疾患	5	2	1	2
221	抗糸球体基底膜腎炎	腎・泌尿器疾患	2	1	1	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,344	835	1,371	138
222	一次性ネフローゼ症候群	腎・泌尿器疾患	17	6	10	1
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	腎・泌尿器疾患	-	-	-	-
224	紫斑病性腎炎	腎・泌尿器疾患	3	1	2	-
225	先天性腎性尿崩症	腎・泌尿器疾患	-	-	-	-
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	腎・泌尿器疾患	2	-	2	-
227	オスラー病	染色体・遺伝子異常	2	1	1	-
228	閉塞性細気管支炎	呼吸器疾患	-	-	-	-
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	呼吸器疾患	-	-	-	-
230	肺胞低換気症候群	呼吸器疾患	-	-	-	-
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	呼吸器疾患	-	-	-	-
232	カーニー複合	内分泌疾患	-	-	-	-
233	ウォルフラム症候群	内分泌疾患	-	-	-	-
234	ベルキオシゾーム病	代謝疾患	-	-	-	-
235	副甲状腺機能低下症	内分泌疾患	-	-	-	-
236	偽性副甲状腺機能低下症	内分泌疾患	-	-	-	-
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	内分泌疾患	-	-	-	-
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	内分泌疾患	1	-	1	-
239	ビタミンD依存性くる病	内分泌疾患	-	-	-	-
240	フェニルケトン尿症	代謝疾患	-	-	-	-
241	高チロシン血症1型	代謝疾患	-	-	-	-
242	高チロシン血症2型	代謝疾患	-	-	-	-
243	高チロシン血症3型	代謝疾患	-	-	-	-
244	メーブルシロップ尿症	代謝疾患	-	-	-	-
245	プロピオン酸血症	代謝疾患	-	-	-	-
246	メチルマロン酸血症	代謝疾患	-	-	-	-
247	イソ吉草酸血症	代謝疾患	-	-	-	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	代謝疾患	-	-	-	-
249	グルタル酸血症1型	代謝疾患	-	-	-	-
250	グルタル酸血症2型	代謝疾患	-	-	-	-
251	尿素サイクル異常症	代謝疾患	-	-	-	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	代謝疾患	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,344	835	1,371	138
253	先天性葉酸吸収不全	代謝疾患	-	-	-	-
254	ポルフィリン症	代謝疾患	-	-	-	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	代謝疾患	-	-	-	-
256	筋型糖原病	代謝疾患	1	-	1	-
257	肝型糖原病	代謝疾患	1	1	-	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	代謝疾患	-	-	-	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	代謝疾患	-	-	-	-
260	シトステロール血症	代謝疾患	-	-	-	-
261	タンジール病	代謝疾患	-	-	-	-
262	原発性高カイロミクロン血症	代謝疾患	-	-	-	-
263	脳腫黄色腫症	神経・筋疾患	2	-	2	-
264	無 β リポタンパク血症	代謝疾患	-	-	-	-
265	脂肪萎縮症	内分泌疾患	-	-	-	-
266	家族性地中海熱	免疫疾患	1	-	1	-
267	高IgD症候群	免疫疾患	-	-	-	-
268	中條・西村症候群	免疫疾患	-	-	-	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	免疫疾患	-	-	-	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	骨・関節疾患	-	-	-	-
271	強直性脊椎炎	骨・関節疾患	3	1	1	1
272	進行性骨化性線維異形成症	骨・関節疾患	-	-	-	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	骨・関節疾患	-	-	-	-
274	骨形成不全症	骨・関節疾患	-	-	-	-
275	タナトフォリック骨異形成症	骨・関節疾患	-	-	-	-
276	軟骨無形成症	骨・関節疾患	-	-	-	-
277	リンパ管腫症/ゴーム病	呼吸器疾患	-	-	-	-
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	呼吸器疾患	-	-	-	-
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	循環器疾患	-	-	-	-
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	循環器疾患	1	-	1	-
281	クリッペル・トレノネー・ウェーパー症候群	循環器疾患	-	-	-	-
282	先天性赤血球形成異常性貧血	血液疾患	-	-	-	-
283	後天性赤芽球癆	血液疾患	-	-	-	-
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	血液疾患	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,344	835	1,371	138
285	ファンconi貧血	血液疾患	1	1	-	-
286	遺伝性鉄芽球性貧血	血液疾患	-	-	-	-
287	エプスタイン症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	血液疾患	2	-	2	-
289	クローンカイト・カナダ症候群	消化器疾患	1	1	-	-
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	消化器疾患	-	-	-	-
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	消化器疾患	-	-	-	-
292	総排泄腔外反症	消化器疾患	-	-	-	-
293	総排泄腔遺残	消化器疾患	-	-	-	-
294	先天性横隔膜ヘルニア	呼吸器疾患	-	-	-	-
295	乳幼児肝巨大血管腫	消化器疾患	-	-	-	-
296	胆道閉鎖症	消化器疾患	1	1	-	-
297	アラジール症候群	消化器疾患	-	-	-	-
298	遺伝性肝炎	消化器疾患	-	-	-	-
299	嚢胞性線維症	消化器疾患	-	-	-	-
300	IgG4関連疾患	免疫疾患	15	6	7	2
301	黄斑ジストロフィー	視覚疾患	-	-	-	-
302	レーベル遺伝性視神経症	視覚疾患	-	-	-	-
303	アッシュャー症候群	聴覚・平衡機能疾患 視覚疾患	-	-	-	-
304	若年発症型両側性感音難聴	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-
305	遅発性内リンパ水腫	聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-
306	好酸球性副鼻腔炎	免疫疾患 聴覚・平衡機能疾患	91	23	60	8
307	カナバン病	神経・筋疾患	-	-	-	-
308	進行性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-
309	進行性ミオクロームスてんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-
310	先天異常症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
311	先天性三尖弁狭窄症	循環器疾患	-	-	-	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	循環器疾患	-	-	-	-
313	先天性肺静脈狭窄症	循環器疾患	-	-	-	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	循環器疾患	-	-	-	-
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	腎・泌尿器疾患	-	-	-	-
316	カルニチン回路異常症	代謝疾患	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総 数	三原市	尾道市	世羅町
	承認総件数		2,344	835	1,371	138
317	三頭酵素欠損症	代謝疾患	-	-	-	-
318	シトリン欠損症	代謝疾患	-	-	-	-
319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	代謝疾患	-	-	-	-
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	神経・筋疾患	-	-	-	-
321	非ケトーシス型高グリシン血症	代謝疾患	-	-	-	-
322	β -ケトチオラーゼ欠損症	代謝疾患	-	-	-	-
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	代謝疾患	-	-	-	-
324	メチルグルタコン酸尿症	代謝疾患	-	-	-	-
325	遺伝性自己炎症疾患	免疫疾患	-	-	-	-
326	大理石骨病	代謝疾患	-	-	-	-
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	血液疾患	-	-	-	-
328	前眼部形成異常	視覚疾患	-	-	-	-
329	無虹彩症	視覚疾患	-	-	-	-
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	呼吸器疾患 聴覚・平衡機能疾患	-	-	-	-
331	特発性多中心性キャッスルマン病	血液疾患	3	-	3	-
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	視覚疾患	-	-	-	-
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	染色体・遺伝子異常	-	-	-	-
334	脳クレアチン欠乏症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
335	ネフロン癆	腎・泌尿器疾患	-	-	-	-
336	家族性低 β リポタンパク血症1(ホモ接合体)	代謝疾患	-	-	-	-
337	ホモシスチン尿症	代謝疾患	-	-	-	-
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	消化器疾患	-	-	-	-
339	MECP2重複症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-
340	繊毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)	呼吸器疾患	-	-	-	-
341	TRPV4異常症	骨・関節疾患	-	-	-	-

(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(令和7年3月31日現在)

区 分	総 数	三原市	尾道市	世羅町
承認総件数	5	3	2	-
スモン	5	3	2	-
難治性の肝炎のうち 劇症肝炎	-	-	-	-
重症急性膵炎	-	-	-	-
プリオン病(ヒト由来 乾燥硬膜移植による クロイツフェルト・ヤコ ブ病に限る)	-	-	-	-

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況

(令和7年3月31日現在)

疾病 番号	区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
	承認総件数	218	99	110	9
1	悪性新生物	21	10	11	0
2	慢性腎疾患	6	4	2	0
3	慢性呼吸器疾患	8	3	4	1
4	慢性心疾患	50	20	29	1
5	内分泌疾患	46	21	23	2
6	膠原病	8	4	3	1
7	糖尿病	12	4	6	2
8	先天性代謝異常	7	1	6	0
9	血液疾患	3	3	0	0
10	免疫疾患	3	0	3	0
11	神経・筋疾患	25	15	10	0
12	慢性消化器疾患	18	7	10	1
13	染色体または遺伝子に変 化を伴う症候群	5	2	2	1
14	皮膚疾患	1	1	0	0
15	骨系統疾患	5	4	1	0
16	脈管系疾患	-	0	0	0

(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(令和6年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員				
	実 人 員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実 施 数	-	-	-	-	-

イ 相談事業の状況

(令和6年度)

令和6年度									
区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者	そ の 他
実 施 数	1	13	-	13	-	13	-	13	-

(5) 相談事業の実施状況

(令和6年度)

区 分		管 内	管 外
指定難病	実 人 員	34	4
	延 人 員	34	4
	申 請 等	29	3
	医 療 病 気・病 状	1	-
	治 療・服 薬	1	-
	養 護・日 常 生 活	-	-
	福 祉 制 度	2	1
	就 業 等	1	-
	就 学 等	-	-
	食 事・栄 養	-	-
	歯 科	-	-
	そ の 他	-	-
小児慢性特定疾病	実 人 員	13	-
	延 人 員	13	-
	申 請 等	-	-
	医 療 病 気・病 状	7	-
	治 療・服 薬	4	-
	養 護・日 常 生 活	1	-
	福 祉 制 度	-	-
	就 業 等	-	-
	就 学 等	1	-
	食 事・栄 養	-	-
	歯 科	-	-
	そ の 他	-	-

(6) 電話相談及び面接相談等の状況

(令和6年度)

区 分	電 話 相 談	面 接 相 談	総 数
延 人 員	88	38	124

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(7) 家庭訪問指導の状況

ア 指定難病

(令和6年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
実 人 員	1	-	1	-
延 人 員	1	-	1	-

イ 小児慢性特定疾病

(令和6年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
実 人 員	-	-	-	-
延 人 員	-	-	-	-

(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(令和6年度)

区 分	総 数	所 内	管 外
開 催 回 数	2	2	-
実 人 員	75	75	-
延 人 員	75	75	-

(注)開催場所別に計上している。

(9) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況

(令和6年度)

開催回数	-
参加人数	-

(10) アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(令和6年度)

開催回数	相談実人員	相談延人員
7	7	7

(11)アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)

(令和6年度)

6

イ 相談内容

(令和6年度)

相談区分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	2
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	-
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	-
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	-
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	-
計	2
石綿健康被害救済給付に関するもの	4

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

(12)森永ひ素ミルク患者対策

ア 相談等状況件数

(令和6年度)

相 談	-件
家 庭 訪 問	-件

イ 連絡会議等開催状況

(令和6年度)

開 催 回 数	1回
参 加 人 数	11人

11 母子保健対策

(1) 特定不妊治療費助成(先進医療)の申請状況

(令和6年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
延件数	84	31	50	3

(2) 特定不妊治療費助成(全額自費診療)の申請状況

(令和6年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
延件数	9	-	9	-

(3) 不妊検査費等助成の申請状況

(令和6年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
件数	35	12	22	1

(4) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

※実証事業対象疾患(SCID・SMA・BCD)含む

(令和6年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
連 絡 票 件 数	11	4	5	2
保 健 指 導 延 人 員	11	4	5	2

12 食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和7年3月31日現在)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
計	3,833	375	772	103
飲食店営業				
一般食堂・レストラン等	2,098	133	310	20
仕出し・弁当	243	60	124	25
旅館	85	10	9	2
その他	208	51	86	8
菓子(パンを含む)製造業	102	26	60	15
乳 処 理 業	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	1	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	2	-	-	2
集 乳 業	8	-	-	-
魚 介 類 販 売 業	77	22	50	5
魚 介 類 せ り 売 り 営 業	304	1	1	-
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	11	-	1	-
食品の冷凍または冷蔵業	13	6	5	-
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)	13	2	2	-
喫茶店営業	93	34	51	5
あん類製造業	31	-	-	1
アイスクリーム類製造業	2	-	2	-
食 肉 処 理 業	2	-	1	-
食 肉 販 売 業	28	9	15	2
食 肉 製 品 製 造 業	11	4	-	-
乳酸菌飲料製造業	6	-	-	-
食用油脂製造業	9	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-
み そ 製 造 業	9	-	-	1
醬 油 製 造 業	143	2	-	1
ソ ー ス 類 製 造 業	5	1	2	-
酒 類 製 造 業	8	1	4	-
豆 腐 製 造 業	10	-	1	2
納 豆 製 造 業	34	-	-	-
め ん 類 製 造 業	15	2	8	1
そ う ざ い 製 造 業	63	7	32	12
添加物(法第13条第1項の規定により 規格が定められたものに限り)製造業	9	1	1	1
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	10	3	7	-
氷 雪 製 造 業	1	1	-	-

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和7年3月31日現在)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
計	2,383	785	1,337	261
飲食店営業	1,635	539	985	131
調理機能 を有する 食肉販売 業	34	10	24	-
魚介類販 売業	44	19	20	5
魚介類販 売業	63	22	36	5
魚介類販 売業	1	1	-	-
集乳業	-	-	-	-
乳処理業	1	1	-	-
特別牛乳 搾取処理 業	-	-	-	-
食肉処理 業	8	3	4	1
食品の放 射線照射 業	-	-	-	-
菓子製造 業	302	97	169	36
アイスク リーム類製 造業	10	2	6	2
乳製品製 造業	2	1	1	-
清涼飲料 水製造業	9	2	6	1
食肉製品 製造業	3	-	-	3
水産製品 製造業	30	10	-	20
氷雪製造 業	-	-	-	-
液卵製造 業	1	-	1	-
食用油脂 製造業	2	-	-	2
みそ又は しょうゆ製 造業	7	2	-	5
酒類製造 業	6	2	3	1
豆腐製造 業	9	4	3	2
納豆製造 業	-	-	-	-
麺類製造 業	8	3	4	1
そうざい 製造業	140	44	63	33
複合型そ うざい製 造業	2	2	-	-
冷凍食品 製造業	3	-	3	-
複合型冷 凍食品製 造業	7	5	1	1
漬物製造 業	34	10	14	10
密封包装 食品製造 業	4	3	1	-
食品の小 分け	12	1	11	-
添加物製 造業	6	2	2	2

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設数

(令和7年3月31日現在)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
計		1,825	628	1,028	169
旧許可業種で あつた営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	57	18	35	4
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	52	23	19	10
	乳 類 販 売 業	166	54	103	9
	氷 雪 販 売 業	6	4	2	-
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	162	56	97	9
販売業	弁 当 販 売 業	14	6	8	-
	野 菜 果 物 販 売 業	78	35	31	12
	米 穀 類 販 売 業	16	3	11	2
	通信販売・訪問販売による販売業	19	5	12	2
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	129	49	73	7
	百貨店・総合スーパー	53	16	29	8
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	69	30	35	4
	その他の食料・飲料販売業	318	114	175	29
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	3	2	1	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	3	1	2	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	39	8	27	4
	農産保存食料品製造・加工業	131	27	84	20
	調味料製造・加工業	43	19	24	-
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	1	-	1	-
	精 穀 ・ 製 粉 業	13	8	4	1
	製 茶 業	19	7	11	1
	海藻製造・加工業	19	1	18	-
	卵 選 別 包 装 業	9	2	3	4
	その他の食料品製造・加工業	166	58	85	23
上記改正後の法第88条第3項による 準用されるものを含む。	行 商	4	-	4	-
	集 団 給 食 施 設	218	75	124	19
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	4	2	2	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	1	2	-
	そ の 他	11	4	6	1

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(令和6年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	45	180	5,230
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品、液卵等)			
		乳幼児、高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	16	64	
	集団給食	大量調理施設	22	88	
3回	食品製造業	県特産品(かきのむき身を扱う施設)	8	24	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品、清涼飲料水等)	55	165	
2回	食品製造業	日配食品(めん類、豆腐、納豆等)	569	1,138	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	96	96	
	集団給食	学校、病院、社会福祉施設(大量調理施設以外)	263	263	
	飲食店営業	一般食堂、仕出し弁当、旅館(大量調理施設以外)	2,429	2,429	
	食品販売業	食肉、魚介類(届出業種を除く)	179	179	
	その他	前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く)	-	-	
1回/2年	上記以外		961	481	
1回/3年	上記以外		125	38	
1回/4年	上記以外		-	-	
1回/5年	上記以外		3,003	601	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			7,771	5,745	5,230

※ 対象要件については、必要に応じ各所で記載

(3) 食品衛生監視指導状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和6年度)

区 分		施設数	監視指導施設数	行政処分件数
計		1,251	1,012	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	463	318	-
	仕出し・弁当	209	178	-
	旅館	21	7	-
	その他	145	75	-
菓子(パンを含む)製造業		101	113	-
乳処理業		-	1	-
特別牛乳搾取処理業		-	-	-
乳製品製造業		2	5	-
集乳業		-	-	-
魚介類販売業		77	76	-
魚介類競り売り営業		2	1	-
魚肉練り製品製造業		1	1	-
食品の冷凍または冷蔵業		11	30	-
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		4	6	-
喫茶店営業		90	27	-
あん類製造業		1	4	-
アイスクリーム類製造業		2	7	-
食肉処理業		1	3	-
食肉販売業		26	49	-
食肉製品製造業		4	8	-
乳酸菌飲料製造業		-	-	-
食用油脂製造業		-	1	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-
みそ製造業		1	5	-
しょう油製造業		3	1	-
ソース類製造業		3	1	-
酒類製造業		5	1	-
豆腐製造業		3	4	-
納豆製造業		-	-	-
めん類製造業		11	10	-
総菜製造業		51	54	-
添加物(法第13条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業		3	1	-
食品の放射線照射業		-	-	-
清涼飲料水製造業		10	25	-
氷雪製造業		1	-	-

(注)施設数は、令和7年3月31日現在である。

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和6年度)

区 分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	-	1,863	1
飲 食 店 営 業		924	1
調理機能を有する自動販売機		27	-
食 肉 販 売 業		76	-
魚 介 類 販 売 業		144	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		3	-
集 乳 業		-	-
乳 処 理 業		6	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		-	-
食 肉 処 理 業		8	-
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-
菓 子 製 造 業		271	-
アイスクリーム類製造業		9	-
乳 製 品 製 造 業		10	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		24	-
食 肉 製 品 製 造 業		14	-
水 産 製 品 製 造 業		71	-
氷 雪 製 造 業		-	-
液 卵 製 造 業		2	-
食 用 油 脂 製 造 業		2	-
みそ又はしょうゆ製造業		8	-
酒 類 製 造 業		2	-
豆 腐 製 造 業		24	-
納 豆 製 造 業		-	-
麺 類 製 造 業		20	-
そ う ざ い 製 造 業		100	-
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業		7	-
冷 凍 食 品 製 造 業		3	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業		35	-
漬 物 製 造 業		53	-
密 封 包 装 食 品 製 造 業		6	-
食 品 の 小 分 け 業		10	-
添 加 物 製 造 業		4	-

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設に対する監視指導状況

(令和6年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		-	2,355	-
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)		195	-
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)		203	-
	乳 類 販 売 業		281	-
	氷 雪 販 売 業		89	-
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)		110	-
販売業	弁当販売業		202	-
	野菜果物販売業		228	-
	米穀類販売業		58	-
	通信販売・訪問販売による販売業		3	-
	コンビニエンスストア		60	-
	百貨店、総合スーパー		139	-
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)		58	-
	その他の食料・飲料販売業		297	-
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)		-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業		-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)		2	-
	農産保存食料品製造・加工業		15	-
	調味料製造・加工業		16	-
	糖類製造・加工業		2	-
	精穀・製粉業		-	-
	製 茶 業		1	-
	海藻製造・加工業		9	-
	卵選別包装業		3	-
	その他の食料品製造・加工業		34	-
にる上 お改正 いて後 準用の 法第8 8条第 3項に よるも のを 含む。	行 商		-	-
	集団給食施設		49	-
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)		-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの		300	-
	そ の 他		1	-

(4) 食品収去検査状況

(令和6年度)

区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		709	-	
食 品	小 計	697	-	
	魚 介 類	59	-	
	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	2	-	
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	5	-	
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	2	-	
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類	-	-	
	魚 介 類 加 工 品 (缶 詰・瓶 詰 を 除 く)	43	-	
	肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品 (缶 詰・瓶 詰 を 除 く)	60	-	
	乳 製 品	15	-	
	乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)	-	-	
	ア イ ス ク リ ー ム 類・氷 菓	15	-	
	穀 類 及 び そ の 加 工 品 (缶 詰・瓶 詰 を 除 く)	47	-	
	野菜類・果物及びその加工品(缶 詰・瓶 詰 を 除 く)	220	-	
	菓 子 類	96	-	
	清 涼 飲 料 水	80	-	
	酒 精 飲 料	-	-	
	氷 雪	-	-	
	水	-	-	
	缶 詰・瓶 詰 食 品	30	-	
	そ の 他 の 食 品	23	-	
	添 加 物 及 び そ の 製 剤	-	-	
	器 具 及 び 容 器 包 装	-	-	
	お も ち や	-	-	
	洗 淨 剤	-	-	
乳	小 計	12	-	
	生 乳	4	-	
	牛 乳	5	-	
	低 脂 肪 牛 乳	1	-	
	加 工 乳	1	-	
	そ の 他 の 乳	1	-	

(5) 集団食中毒発生状況

(令和6年度)

No	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病 因 物 質	原因施設	喫食場所	事 件 の 概 要
1		該当なし								

(注) 集団食中毒: 有症者数が6名以上の食中毒

13 生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況

(令和6年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	福 山 市	府 中 市	世 羅 町	神 石 町 高 原
行政区域内人口		722,076	86,308	125,545	453,266	34,846	14,388	7,723
計	施設数	3	-	-	-	1	1	1
	立入検査件数	3	-	-	-	1	1	1
	計画給水人口	44,905	-	-	-	30,000	10,900	4,005
	現在給水人口	40,508	-	-	-	27,692	8,924	3,892
上水道	施設数	2	-	-	-	1	1	-
	立入検査件数	2	-	-	-	1	1	-
	計画給水人口	40,900	-	-	-	30,000	10,900	-
	現在給水人口	36,616	-	-	-	27,692	8,924	-
簡易水道	施設数	1	-	-	-	-	-	1
	立入検査件数	1	-	-	-	-	-	1
	計画給水人口	4,005	-	-	-	-	-	4,005
	現在給水人口	3,892	-	-	-	-	-	3,892
専用水道	施設数	-	-	-	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-
	現在給水人口	-	-	-	-	-	-	-
簡易専用水道	施設数	-	-	-	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-
小規模水道	施設数	-	-	-	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-

(注1)行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、令和6年3月31日現在である。

(注2)施設数は、年度内に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数である。

(注3)専用水道のうち、浄水受水専用水道は施設数、立入検査数のみ含める。

(注4)保健所の管轄外である国認可の上水道、国及び市並びに事務移譲町域内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は含めない。

(2) 狂犬病予防業務の状況

(令和6年度)

区分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
登録頭数	11,666 (701)	4,400 (280)	6,298 (358)	968 (63)
予防注射頭数	8,059	3,174	4,219	666

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

14 薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(令和6年度)

区 分		施 設 数				立入検査件数	監視指導率 (%)
		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町		
計		1,123	452	597	74	432	38.5
薬	局	155	51	98	6	125	80.6
	(うち健康サポート薬局)	(16)	(7)	(8)	(1)	(13)	(81.3)
地	域 連 携 薬 局	8	2	5	1	15	187.5
専	門 医 療 機 関 連 携 薬 局	1	-	1	-	3	300.0
薬局製造販売業(薬局製造業)		4	3	1	-	2	50.0
医 薬 品 販 売 業	小 計	86	35	45	6	26	30.2
	店 舗 販 売 業	57	23	29	5	15	26.3
	卸 売 販 売 業	29	12	16	1	11	37.9
	薬 種 商 販 売 業	-	-	-	-	-	-
	特 例 販 売 業	一 般					
		駅 構 内 売 店					
高度管理医療機器等 の 販 売 業・貸与業		159	66	87	6	87	54.7
管理医療機器販売業・貸与業		707	295	357	55	171	24.2
再生医療等製品販売業		3	-	3	-	3	100.0

(注) 施設数は、令和7年3月31日現在である。

(2)毒劇物監視指導状況

(令和6年度)

区 分		施 設 数				立入検査件数	監視指導率 (%)
		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町		
計		186	68	108	10	110	59.1
製 造 業		8	4	4	-	4	50.0
輸 入 業		-	-	-	-	-	-
販 売 業	小 計	171	62	99	10	103	60.2
	一 般	130	51	77	2	60	46.2
	農 業 用 品 目	40	11	21	8	43	107.5
	特 定 品 目	1	-	1	-	-	-
業 務 上 取 扱 者	小 計	7	2	5	-	3	42.9
	電 気 め っ き 事 業	1	1	-	-	1	100.0
	金 属 熱 処 理 事 業	-	-	-	-	-	-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	4	1	3	-	2	50.0
	し ろ あ り 防 除 事 業	1	-	1	-	-	-
特定毒物研究者		-	-	1	-	-	-

(注) 施設数は、令和7年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況

(令和6年)

区 分		施設数等				立入検査件数	監視指導率 (%)
		総数	三原市	尾道市	世羅町		
計		1,283	459	763	61	585	45.6
麻薬	小 計	296	103	182	11	180	80.8
	家庭麻薬製造業者	-	-	-	-	-	-
	卸売業者	6	-	6	-	5	83.3
	小売業者	137	46	85	6	113	82.5
	病 院	22	10	11	1	49	222.7
	一般診療所	108	31	73	4	10	9.3
	歯科診療所	1	-	1	-	-	-
	飼育動物診療施設	13	7	6	-	2	15.4
	研 究 者	9	9	-	-	1	11.1
	大麻 研 究 者	-	-	-	-	-	-
向精神薬	小 計	562	207	327	28	208	37.0
	卸売業者	-	-	-	-	-	-
	免許みなし卸売販売業者	29	12	16	1	11	37.9
	免許みなし薬局	155	51	98	6	125	80.6
	小売業者	-	-	-	-	-	-
	病 院	21	9	11	1	49	233.3
	一般診療所	203	69	125	9	17	8.4
	歯科診療所	115	48	62	5	3	2.6
	飼育動物診療施設	37	16	15	6	2	5.4
	試験研究施設	2	2	-	-	1	50.0
覚醒剤	小 計	3	3	-	-	-	-
	施用機関	-	-	-	-	-	-
	研 究 者	3	3	-	-	-	-
覚醒剤原料	小 計	422	146	254	22	197	46.7
	取扱者	6	1	5	-	4	66.7
	薬 局	155	51	88	6	125	80.6
	病院・診療所	224	78	136	10	66	29.5
	飼育動物診療施設	37	16	15	6	2	5.4
	研 究 者	-	-	-	-	-	-

(注1) 施設数は、令和6年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあっては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者と「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

国連では、地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むために、6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」と定め、加盟国が一体となって薬物乱用の根絶を目指すこととなったところである。

本運動は、国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題

(4) 医薬品収去検査状況

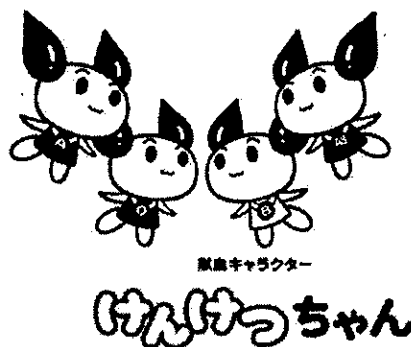
(令和6年度)

区 分		収去検体件数	不 適 件 数	不 適 理 由
崩 壊 試 験				
定 量 試 験	クロルフェニラミンマレイン酸塩	1		

(5) 献血状況

(令和6年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
受 付 者 数		4,883	2,210	2,531	142
献 血 者	計	4,108	1,830	2,152	126
	200mL	21	11	10	-
	400mL	4,087	1,819	2,142	126



(注) 献血ルームでの数値は含まない。

(6) 温泉監視指導状況

(令和6年度)

区 分		施 設 数							立入 検査 件数	監 視 指 導 率 (%)
		総 数	三 原 市	尾 道 市	福 山 市	府 中 市	世 羅 町	神 石 高 原 町		
計		84	16	23	31	7	6	1	3	3.6
温 泉	源 泉	84	16	23	31	7	6	1	3	3.6
	利 用 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 施設数は、令和7年3月31日現在である。

(注2) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

15 環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(令和7年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施設 数	届出等受理件数	立入検査延件数	改 善 命 令 等 件 数		
						行政指導	改善命令	一時停止
ばい煙	計	234	560	49	(220) 66	-	-	-
	法による届出	207	409	44	(178) 54	-	-	-
	条例による届出	27	151	5	(42) 12	-	-	-
	VOC(揮発性有機化合物)	5	21	4	(18) 6	-	-	-
一般粉じん	計	130	476	6	(85) 29	-	-	-
	法による届出	33	155	2	(33) 15	-	-	-
	条例による届出	97	321	4	(52) 14	-	-	-
	特定粉じん			1,459	(36) 37	14	-	-
特定粉じん	事前調査結果報告			1,438		4		
	排出等作業届出			21	(36) 37	10	-	-
	水銀	8	14	2	(12) 5	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	24	33	8	(13) 13	2	-	1
水質汚濁	計	1,143		72	53	9	-	-
	法による届出	1,011		61	53	9	-	-
	条例による届出	132		11	-	-	-	-
	法による許可	69		20	53	12	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん、水銀及びダイオキシン類の立入検査延件数の上段()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

(注4)事前調査結果報告の行政指導は、未報告に対するものである。

(2) 土壌汚染対策の状況

(令和7年3月31日現在)

区 分		許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
土 壌 汚 染 対 策	計	-	-	58	1	-	-
	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出			52	1	-	-
	法による申請			-	-		
	条例による報告			6	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和6年度の状況である。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(令和7年3月31日現在)

区 分	登 録 数	新 規 登 録 数	立入検査延件数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類充填回収業事業者数	34	1	6	-	-

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、令和6年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(令和6年度)

区 分	総 件 数	内 訳		事 案 別						
		前年度からの繰越分	本年度発生分	ばい煙 (カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
計	14	-	14	2	-	20	-	7	-	-
	(調査指導延件数)	(-)	(14)	(2)	(-)	(20)	(-)	(7)	(-)	(-)
処 理 済	9	-	9	2	-	17	-	5	-	-
翌年度へ繰越	5	-	5	-	-	3	-	2	-	-

(注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2) 他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(令和6年度)

区 分	総 件 数	内 訳	
		現場調査	その他
対 応 件 数	17	4	13

(注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表

(令和7年3月31日現在)

市 町	項 目	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
硫 黄 酸 化 物		1	1	-	-
		(1)	(1)	(-)	(-)
うち簡易測定法		-	-	-	-
窒 素 酸 化 物		10	2	8	-
		(3)	(2)	(1)	(-)
うち簡易測定法		7	-	7	-
一 酸 化 炭 素		1	1	-	-
		(1)	(1)	(-)	(-)
光化学オキシダント		2	1	1	-
		(2)	(1)	(1)	(-)
浮遊粒子状物質		3	2	1	-
		(3)	(2)	(1)	(-)
微小粒子状物質		1	1	-	-
		(1)	(1)	(-)	(-)
炭 化 水 素		1	1	-	-
		(1)	(1)	(-)	(-)
降 下 ば い じ ん		6	-	6	-
		(-)	(-)	(-)	(-)
浮 遊 粉 じ ん		-	-	-	-
		(-)	(-)	(-)	(-)
風 向 風 速		3	2	1	-
		(3)	(2)	(1)	(-)
温 度 湿 度		1	1	-	-
		(1)	(1)	(-)	(-)
日 射 量		1	1	-	-
		(1)	(1)	(-)	(-)

(注) 下段()内は、県有施設の再掲。

光化学オキシダントに係る緊急時措置

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(令和6年度)

区 分	総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	尾道	1	-	-	1	-	-	-
	松永	1	-	-	1	-	-	-
	三原	2	-	-	-	-	1	1
注 意 報	発令なし	-	-	-	-	-	-	-

(注) 区分の右欄は緊急時発令した地区名である。

緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措 置
情 報	1時間値が0.10ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等
注 意 報	1時間値が0.12ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力を要請する。等

(7) 環境調査の実施状況

(令和6年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	(河 湖 沼 を 川 含 む)	小原橋上(沼田川)	12回
		小坂川合流前(沼田川)	
		潮止め堰上(沼田川)	
		定屋大橋(沼田川)	
		東町(和久原川)	
		日小橋(栗原川)	
		木門田川合流前(藤井川)	
		三成(藤井川)	
		三川貯水池(芦田川)	
	海 域	燧灘北西部7ヶ所	12回
大 気 汚 染	海 水 浴 場	瀬戸田サンセットビーチ	3回
		須波海浜公園	3回
		しまなみビーチ	3回
	地 下 水	三原市1ヶ所、尾道市2ヶ所	1回
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	三原市宮沖町	12回
	アスベストモニタリング調査	三原市宮沖町、解体現場3ヶ所、廃棄物処理施設	5回
	そ の 他		
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	三原宮浦公園、尾道東高校	2回
	水 質		
	底 質		
	土 壌	中之町第一公園	1回

16 廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(令和7年3月31日現在)

区 分		総数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
し尿処理施設	施設数	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-
ごみ処理施設	施設数	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-
一般廃棄物 最終処分場	施設数	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-
公共下水道 終末処理場	施設数	3	1	1	1
	立入検査件数	3	1	1	1
有害使用済機器 保管等事業場	施設数	1	-	-	1
	立入検査件数	-	-	-	-
浄化槽保守点検業者	事業者数	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-

(注)立入検査件数は、令和6年度の状況である。



(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(令和7年3月31日現在)

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管	
											管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
A +	総 数 (a + b)	501	-	17	76	4	244	4	8	-	1	-
	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	443	-	14	62	3	215	3	8	-	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	43	-	-	-	-	35	-	-	-	1	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	58	-	3	14	1	29	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	50	-	3	12	1	20	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	8	-	-	2	-	7	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
産業 廃棄物 A	小計 (a + b)	457	-	14	71	4	225	4	8	-	1	-
	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	402	-	11	57	3	196	3	8	-	1	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	39	-	-	-	-	30	-	-	-	1	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	55	-	3	14	1	29	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	47	-	3	12	1	20	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	8	-	-	2	-	7	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	44	-	3	5	-	19	-	-	-	-	-
	収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	41	-	3	5	-	19	-	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	4	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-
	処分業(b ; b = c + d + e)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 令和6年度末時点の所管業者の許可件数及び令和6年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 令和6年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上すること。
- 4 令和6年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 令和6年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 令和6年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(令和7年3月31日現在)

区 分	登録・許可 業 者 数	新規登録・ 許可件数	更新許可件数	変更許可件数	届 出 受 理 件 数	
					廃止	その他
引 取 業	37	-	3		-	3
フロン類回収業	18	1	2		-	2
解 体 業	9	-	4		-	3
破 碎 業	4	-	3	-	-	3
合 計	68	1	12	-	-	11

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(注2)新規登録・許可件数から届出受理件数は、令和6年度の状況である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(令和7年3月31日現在)

（令和7年3月31日現在）

区分		施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け 許可及び 合併・分割認可 件 数		届 出 等 受 理 件 数				定期検査		
											廃 止		そ の 他				
		事業者	処分業者	35歳未満者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	
施 設 数 合 計		100	16	84	-	-	2	-	-	-	-	-	1	3	25	-	4
中 間 施 設 数	小 計	74	2	72	-	-	2	-	-	-	-	-	1	3	21	-	3
	汚泥	脱 水	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		乾 燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		天日乾燥	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼 却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	2	-	2	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
		焼 却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・ 廃アルカリ	中 和	-	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
	廃プラスチック類	破 碎	17	-	17	/	-	-	-	-	-	-	-	-	3	/	/
		焼 却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	木くず・が れき類	破 碎	47	2	45	/	-	2	-	-	-	-	-	3	16	/	/
	木くず・ その他	焼 却	6	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最 終 処 分 場 施 設 数	小 計	26	14	12	/	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1	
	安 定 型	23	12	11	/	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1	
	管 理 型	3	2	1	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
P C B 廃棄物保管事業所		-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	73	/	/	
産業廃棄物事業場外保管届		-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-	/	/	/	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者		-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-	/	/	/	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和6年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(令和6年度)

事業番号		実施事業所数	調査件数等				分析検体数	指導件数					指導内容			
			調査等延べ件数	うち中間処理施設	うち埋立処分場	命令		警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導	指導事項数	指導事項数のうち改善された件数	指導事項数のうち指導中の件数	
1	有害物質排出事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	公害防止協定事業所立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	産業廃棄物処理業立入検査	42	88	58	41	-	-	-	-	-	-	12	10	2	-	
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	4	6	-	6	10	-	-	-	-	-	-	-	-	
	処理業者	21	38	-	38	50	-	-	-	-	-	3	3	-	-	
5	建設業立入検査	52	56	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	4	-	
6	県外産業事前協議確認立入検査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	14	14	-	-	-	-	-	-	-	5	5	5	-	-	
8	P.C.B廃棄物保管事業所立入検査	10	14	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	
9	焼却施設立入検査	5	6	-	-	8	-	-	-	-	-	1	1	1	-	
10	産業廃棄物運搬車両検査（回数・台数）	3回	31台				-	2	-	3	3	3	4	4	-	
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	24回	24件				-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	1回	1件				-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	1回	5件				-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	スライショートのフロッピング調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	産業廃棄物に係る事業所立入検査	事業者	8	33	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	
	処理業者	2	8	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	その他事業所立入検査	30	46	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	4	4			-	-	-	-	-	1	1	1	-	
	許可業者	6	6				-	-	-	-	-	1	1	1	-	
合 計			234	387	58	85	68	-	2	-	3	12	19	35	33	2

産業廃棄物事業等による立入件数 63件

(記入要領)

- 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産業処理業に立入り、県外産業事前協議確認立入も行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産業処理業立入検査等に計上すること。
- 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 産業廃棄物事業等による立入件数は、事業等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～18と事業等による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(6) 産業廃棄物に係る協議等
【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(令和6年度)

平成26年度

種類	協議 件数	承認 件数	搬出元都 道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物 の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由	
中間処理	産廃	669	669	17	千葉県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、廃石膏ボード、がれき類	㈩中国開発、㈩K'sCOMPANY、 藤薫工業㈱、(有)モトヒロ	-	-
	特管	7	7	5	福井県、愛知県、大阪府、兵庫県、岡山県	可燃性廃油、腐食性廃アルカリ	㈩中国開発	-	-
	計	676	676	22	計 15 種類		-	-	
最終処分	産廃	36	36	14	千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず等、がれき類、石綿含有産業廃棄物	岩田陸運㈱、藤薫工業㈱、ジェイ・エー・ビー協同組合	-	-
	特管	-	-	-	-	-	-	-	
	計	36	36	14	計 種類		-	-	

- (記入要領) 1 令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に処理した件数について記入すること。
2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。
3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
令和6年8月8日	尾三地域廃棄物対策推進協議会	書面開催	三原市・尾道市・世羅町・尾道海上保安部・尾道警察署・三原警察署・世羅警察署・東部総務事務所第二課・東部県税事務所尾道分室・東部農林水産事務所尾道農林事業所・東部建設事務所三原支所・東部教育事務所・東部厚生環境事務所	16	・広島県における不法投棄対策について ・管内市町における廃棄物対策事業の実施状況について ・令和6年度産業廃棄物不法投棄等監視パトロール実施計画(案)について

V そ の 他 の 資 料

V その他の資料

1 管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧

(注)支所管内分を除く。

(令和7年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	設 置 者	定員	TEL	設 置 年 月 日	施 設 の 種 類 等
介護施設	(医)仁康会本郷中央病院介護医療院	729-0414	三原市下北方一丁目7番30号	(医)仁康会	41	(0848)86-6780	R2.4.1	介護医療院
	(社医)里仁会介護医療院白龍湖	729-1321	三原市大和町和木1504番地の1	(社医)里仁会	100	(0847)34-1218	R1.9.1	
	(社医)里仁会介護医療院仁生苑	723-00523	三原市皆実三丁目3番28号	(社医)里仁会	110	(0848)64-4111	R1.9.1	
	因島総合介護医療院	722-2323	尾道市因島土生町2561番地	カナデビア健康保険組合	8	(0848)22-2552	R3.3.1	
	ながい介護医療院	722-2411	尾道市瀬戸田町瀬戸田349番地の7	(医)社団法人永井病院	7	(0845)27-0020	R4.11.1	
	介護医療院よしはら内科外科リハビリテーションクリニック	722-0062	尾道市向東町8681番地の1	(医)吉原胃腸科外科	1	(0848)45-0007	R6.4.1	
	山本病院介護医療院	729-0141	尾道市高須町735番地	医療法人高須会	37	(0848)46-0634	R6.4.1	
保健活動のたのしみ施設	三原市役所	723-8601	三原市港町三丁目5-1	三原市	—	(0848)67-5934	H9.11	市町保健センター
	三原市本郷保健福祉センター	729-0417	三原市本郷南五丁目23-1	三原市	—	(0848)86-3609	S62.2	
	三原市久井保健福祉センター	722-1412	三原市久井町和草1806-1	三原市	—	(0847)32-8551	H7.12	
	三原市大和保健福祉センター	729-1321	三原市大和町和木1538-1	三原市	—	(0847)34-0960	H4.11	
	尾道市総合福祉センター	722-0017	尾道市門田町22-5	尾道市	—	(0848)24-1960	S58.6	
	尾道市御調保健福祉センター	722-0311	尾道市御調町市107-1	尾道市	—	(0848)78-2235	H9.2	
	尾道市因島総合福祉保健センター	722-2324	尾道市因島田熊町1315-1	尾道市	—	(0845)22-6562	H30.4	
	尾道市瀬戸田福祉保健センター	722-2416	尾道市瀬戸田町林1288-7	尾道市	—	(0845)27-3849	S61.4	
	世羅町世羅保健福祉センター	722-1112	世羅郡世羅町本郷947	世羅町	—	(0847)25-0134	H8.5	
その他の施設	(株)オーエムエル	722-0073	尾道市高須町4764番地6	(株)オーエムエル	—	(0848)38-1478	H6.4	衛生検査所
	尾道市母子・父子福祉センター	722-0017	尾道市門田町22-5 (尾道市総合福祉センター)	尾道市社会福祉協議会	—	(0848)22-8385	S58.6	母子・父子福祉センター

2 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(令和7年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
運 携 の た め の 団 体	尾三地域保健対策協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部厚生環境事務所・保健所内	(0848)25-2011	地域保健対策協議会
	三原市歯科衛生連絡協議会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)87-8061	歯科衛生連絡協議会
	尾道市歯科衛生連絡協議会	722-0045	尾道市門田町22-5 尾道市健康推進課内	0848-24-1960	
	世羅地区歯科衛生連絡協議会	722-1112	世羅郡世羅町本郷918-3 公立世羅中央病院内	0847-22-1127	
	三原市献血会	723-0014	三原市城町一丁目2-1	(0848)87-6234	献血推進協議会
	尾道市献血推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5	(0848)24-1177	
	三原市民生委員児童委員連合協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市社会福祉協議会内	(0848)83-0570	民生委員児童委員協議会
	尾道市連合民生委員児童委員協議会	722-8501	尾道市久保一丁目15-1 尾道市役所福祉保健部社会福祉課庶務係内	(0848)38-8122	
	世羅町民生委員児童委員協議会	722-1182	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター福祉課内	(0847)25-0072	
	府中市民生委員児童委員協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 府中市保健福祉総合センター内	(0847)47-1294	
	神石高原町民生委員児童委員協議会	720-1522	神石郡神石高原町小島1748 神石高原町社会福祉協議会	(0847)85-2330	社会福祉協議会
	三原市社会福祉協議会	723-0014	三原市城町1丁目2-1三原市総合保健福祉センター	(0848)83-0570	
	尾道市社会福祉協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)22-8385	
	世羅町社会福祉協議会	722-1121	世羅郡世羅町大字西上原426-3	(0847)22-3162	
職 能 団 体	三原市医師会	723-0051	三原市宮浦一丁目15-1 三原市医師会病院内	(0848)82-2283	医師会
	尾道市医師会	722-0025	尾道市東原東二丁目4-33 尾道市医師会館内	(0848)25-3151	
	因島医師会	722-2211	尾道市因島中庄町1962 因島医師会病院内	(0845)24-1210	
	世羅郡医師会	722-1112	世羅郡世羅町本郷814-1 うらべ医院内	(0847)25-0116	
	三原市歯科医師会	723-0051	三原市宮浦六丁目7-27 たまやま歯科医院内	(0848)84-8432	歯科医師会
	尾道市歯科医師会	722-0073	尾道市向島町5534-123 くろせ歯科クリニック内	(0848)20-6480	
	因島歯科医師会	722-2211	尾道市因島中庄町2021 酒井歯科医院内	(0845)24-3848	
	竹原・豊田歯科医師会	722-2413	尾道市瀬戸田町沢183-18 瀬戸田村上歯科医院内	(0845)27-4195	
	御調・世羅郡歯科医師会	722-1112	世羅郡世羅町大字本郷字川口30-7 谷川歯科医院内	(0847)22-5222	薬剤師会
	一般社団法人 三原薬剤師会	723-0051	三原市宮浦1-20-36	(0848)84-8079	
	一般社団法人 尾道薬剤師会	722-0038	尾道市天満町13-14	(0848)20-0353	
	因島薬剤師会	722-2323	尾道市因島三庄町1621-8	(0845)22-0792	
	一般社団法人 東広島薬剤師会	739-0003	東広島市西条町土与丸1113 東広島保健医療センター3階	(082)423-7340	看護協会
	広島県看護協会三原・尾道支部	723-0014	三原市城町三丁目1-1 2階 210	(0848)84-1616	
	公益社団法人 広島県栄養士会備後支部	720-8512	福山市三吉町南二丁目11-22 福山市健康推進課内	(084) 928-3421	栄養士会
	三原栄養士会	723-0015	三原市円一町二丁目5-1 興生総合病院	(0848)63-5500	
団 体	尾道地区病院栄養士会	722-8508	尾道市平原町一丁目10-23 JA尾道総合病院	(0848)22-8111	歯科衛生士会
	広島県歯科衛生士会三原・尾道地区会		会長宅		
	広島県獣医師会尾三地域支部	723-0013	三原市古浜一丁目3-18 宮本動物病院内	(0848)82-3434	獣医師会

(令和7年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
自 主 組 織	三原食品衛生協会	723-0015	三原市円一町二丁目4-1 東部建設事務所三原支所内	(0848)64-2910	食品衛生協会
	尾道食品衛生協会	722-0002	尾道市古浜町26-12 尾道庁舎内	(0848)23-8130	
	因島食品衛生協会	722-2324	尾道市因島田熊町1315-1 因島総合福祉保健センター3階	(0845)22-3259	
	三原市食生活改善推進員協議会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6053	食生活改善推進協議会
	尾道市保健推進員連絡協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)24-1177	
	世羅町食生活改善推進員協議会	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター内	(0847)25-0134	
	三原市公衆衛生推進協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市総合保健福祉センター内	(0848)67-5830	公衆衛生推進協議会
	尾道市公衆衛生推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)24-1177	
	世羅町公衆衛生推進協議会	722-1121	世羅郡世羅町西上原123-1	(0847)22-4513	
	三原断酒友の会	723-0051	三原市宮浦一丁目12-1-202	080-5232-0658	断酒会
	尾道断酒うず潮会	722-0056	尾道市新高山2丁目2631-294-202	090-8247-3437	
	広島県薬物乱用防止指導員尾三地区協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部保健所内	(0848)25-2011	薬物乱用防止指導員地区協議会
	三原市母子保健推進員会	723-8601	三原市港町三丁目5-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6061	母子保健推進協議会
	世羅町母子保健推進員	722-1192	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター内	(0847)25-0295	
そ の 他 の 団 体	ひまわり友の会 備後支部	725-0013	竹原市吉名町4986-2	090-2804-9005	
	全国パーキンソン病友の会広島県支部福山地域友の会	721-0807	福山市春日町7-19-10	090-2095-1581	
	三原アレルギーの会ひだまり	729-0417	三原市本郷南5丁目23-1 三原市本郷福祉センター内	(0848)86-3807	アレルギーの会